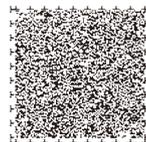


# 第3次宮若市障がい者計画・ 障がい福祉計画



この冊子には、音声コードが印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると、音声で聞くことができます。

平成30年2月  
宮若市





# はじめに

---



近年、急速に少子・高齢化が進む中、福祉ニーズは多様化し、障がい者を取り巻く環境も大きく変化しております。我が国では、平成 19 年 9 月に国連総会において障害者の権利に関する条約に署名し、平成 26 年 1 月に同条約が批准されました。その間、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法の成立など同条約の締結に向けた法的な枠組みが着実に整備され、障がいのある人もない人も相互に認め合い共に生きる社会の構築に向けて障害者差別解消法が平成 25 年 6 月に成立し、平成 28 年 4 月から施行され、取組が一層強化されることになりました。

このような中、本市は、まちづくりのグランドデザインである「第 2 次宮若市総合計画（平成 30 年度から 10 年間）」を策定し、この総合計画に即した第 3 期目となる「宮若市障がい者計画」、第 5 期目となる「宮若市障がい福祉計画」及び第 1 期目となる「宮若市障がい児福祉計画」を一体的に策定いたしました。

この障がい者計画では、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間を計画期間とし、「障がいのある人もない人も、安心して暮らせる共生社会の実現」を基本理念として、各分野の施策の方向性を示し、本市の障がい者施策の推進のための指針を定めております。障がい福祉計画及び障がい児福祉計画では、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間を計画期間とし、これまでの実績と本市の実情を踏まえた障がい福祉サービス等の数値目標を定めております。

今後は、これらの計画に基づき、すべての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、地域の中で安心して暮らすことができるまちづくりを進めて参りますので、市民の皆様により一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたってご尽力をいただきました宮若市障害者計画・障害福祉計画策定協議会委員の皆様をはじめ、アンケート等にご協力をいただきました関係各位に対しまして、心からお礼申し上げます。

平成 30 年 2 月

宮若市長  
有吉 哲信

# 目次

---

## <第1部 総論>

### 第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	4

### 第2章 障がい者等の現状

1 人口動態	5
2 身体障がい者の現状	7
3 知的障がい者の現状	9
4 精神障がい者の現状	10
5 難病患者の現状	11
6 障がい児の就学の現状	12
7 障がい者の雇用の現状	13
8 市民意識調査結果に見る障がい者のニーズ	14

## <第2部 障がい者計画>

### 第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	21
2 計画の施策体系	22

### 第2章 施策の現状と課題及び今後の取り組み

1 理解と交流	23
（1）障がい者への理解と差別解消の促進	23
（2）地域住民等との交流の促進	27
2 生活支援	29
（1）情報提供・相談支援体制の充実	29
（2）福祉サービスの充実	32
（3）障がい児支援の充実	34
（4）地域における支え合いの促進	37
（5）権利擁護の推進	38

3	保健・医療	39
	(1) 保健・医療の充実	39
	(2) 精神保健対策の充実	41
	(3) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療	43
4	教育、文化芸術活動・スポーツ等	45
	(1) 特別支援教育の充実	45
	(2) 文化芸術活動、スポーツ等の振興	47
5	雇用・就業、経済的自立の支援等	49
	(1) 障がい者雇用の促進	49
	(2) 障がい者のための総合的な就労支援	52
	(3) 経済的自立の支援	55
6	生活環境	56
	(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	56
	(2) 移動・交通対策の推進	58
	(3) 住宅環境の整備	60
7	安全・安心	61
	(1) 防災対策の推進	61
	(2) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止	66

## <第3部 障がい福祉計画>

### 第1章 計画の基本的理念とサービス体系

1	計画の基本的理念	67
2	サービスの体系	68

### 第2章 障がい福祉サービス等の必要量の見込み等

1	平成32年度の成果目標	69
	(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	69
	(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	70
	(3) 地域生活支援拠点等の整備	70
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等	70
	(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	71
2	必要量見込み	73
	(1) 障がい福祉サービス等の必要量見込み	73
	(2) 地域生活支援事業の必要量見込み	81
	(3) 児童福祉法上のサービス必要量見込み	86

---

## <第4部 計画の推進に向けて>

### 計画の推進体制

1 関係機関等との連携	89
2 計画の進捗管理	89

### <参考資料>

宮若市障害者計画・障害福祉計画推進協議会規則	91
宮若市障害者計画・障害福祉計画推進協議会 委員名簿	93
宮若市障がい者計画・障がい福祉計画策定の経過	94

#### ※「障がい」の表記について

本市では、平成24年4月以降、原則として「障害」を「障がい」と表現することとしています。

ただし、次に掲げる場合は、「障害」と表記します。

1. 法令、条例等の名称及びそれらの中で用いられ特定のものを指す用語
2. 関係団体、関係施設の名称、固有名詞
3. 医学用語、学術用語等の専門用語として漢字使用が適切な場合
4. 他の文書や法令等を引用する場合
5. その他漢字使用が適切と認められる場合

#### ※音声コードについて

音声コードは、記録できる情報量（文字数）に制限があるため、読み上げられる内容を、一部省略しているところがあります。また、読み上げ装置によっては読み取ると、聞き取りにくかったり、誤って読み上げたりする場合がありますので、ご了承ください。



**第1部**  
**総論**





# 第1章 計画の概要





# 1 計画策定の背景と趣旨

我が国では障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障がい者に係る制度の集中的な改革が進められる中で、平成23年には障害者基本法の改正、平成24年には障害者自立支援法に代わる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の制定が行われ、発達障がい者や難病患者等が障がい福祉サービスの対象となることが法律上明示されました。

本市では、これらの動きを踏まえて、平成24年3月に「第2次宮若市障がい者計画・障がい福祉計画」（以下「前計画」という。）を策定し、障がい者施策を総合的、計画的に推進してきました。

しかし、前計画策定後も国内法の見直しは進み、障害者基本法第4条の差別の禁止の基本原則を具体化するため、平成25年に障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が制定され、平成26年1月、採択から7年、発効から5年あまりの歳月を経て、ようやく障害者権利条約の批准・締結が行われました。

また、平成28年5月に可決・成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正では、障がい者が自らの望む地域生活を実現するための支援の充実や、障がい児支援に対するニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実が規定されており、地域生活支援拠点等の整備とともに、障がい者の高齢化・重度化や親亡き後を見据えた施策展開が求められています。

さらに国は、平成29年2月、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けた改革工程を発表し、市町村の福祉行政も新たな局面を迎えています。

そこで、本市においても、こうした国の動向やこれまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、障がい者施策全般の見直しを行う必要があります。障がい者施策にかかわる基本的な理念や原則を再確認するとともに、障がい者を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズにも対応した「第3次宮若市障がい者計画・障がい福祉計画」を策定することとしました。

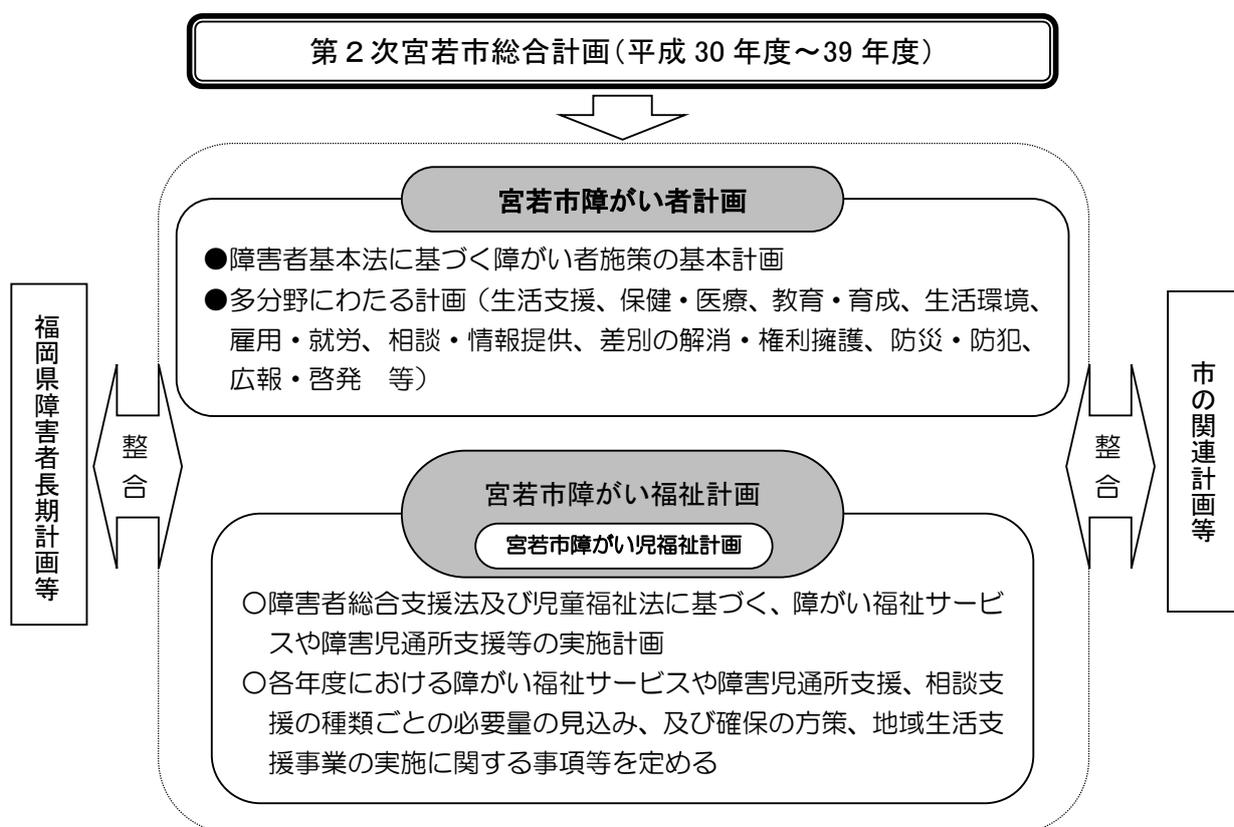
## 2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）と、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」及び、児童福祉法の改正に伴い、同法第33条の20で策定が義務づけられた「市町村障害児福祉計画」を一体として策定するものです。

「宮若市障がい者計画」は、市における障がい者に関連する施策・事業を全体的に把握し、体系づけることで、障がいのある人を取り巻く地域環境の整備を計画的に進めるとともに、市民や事業者、各種団体が積極的な活動を行うための指針となる中長期の計画です。

一方、「宮若市障がい福祉計画」は、障がい者計画の中の生活支援や雇用・就業等に係る施策の実施計画的なものとして、3年を1期として策定する短期の計画です。なお、「宮若市障がい児福祉計画」は、「宮若市障がい福祉計画」と一体として策定します。

また、本計画は、上位計画である「第2次宮若市総合計画」をはじめ、「宮若市地域福祉計画」など市の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図っています。



### 3 計画の期間

「宮若市障がい者計画（第3期）」は、平成30年度から平成35年度までの6か年計画、「宮若市障がい福祉計画（第5期）」と「宮若市障がい児福祉計画（第1期）」は一体として平成30年度から平成32年度までの3か年計画とします。

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
【H24～H29】 宮若市障がい者計画（第2期）						【H30～H35】 宮若市障がい者計画（第3期）					
【H24～H26】 宮若市障がい福祉計画 （第3期）			【H27～H29】 宮若市障がい福祉計画 （第4期）			【H30～H32】 宮若市障がい福祉計画 （第5期） 【宮若市障がい児福祉計画 （第1期）					
第2次宮若市障がい者計画・障がい福祉計画						第3次宮若市障がい者計画・障がい福祉計画					

## 4 計画の策定体制

### (1) 宮若市障がい者福祉についての市民意識調査の実施

本計画の策定に先立ち、障がい者の日常生活の状況や障がい者福祉施策に関するニーズ等を把握し、計画見直しの基礎資料とするために、「宮若市障がい者福祉についての市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施しました。

#### ●市民意識調査の実施概要

調査対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者全員
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成29年1月27日から平成29年2月24日まで (ただし、平成29年3月31日回収分までを集計に含めている。)
回収結果	配布数：2,090件、有効回収数：1,122件（有効回収率：53.7%）

### (2) 関係団体等に対するヒアリングの実施

市民意識調査では把握しきれない障がい者の生活課題や福祉ニーズ、各種関係団体等から見た本市における障がい者福祉の課題等を把握するため、平成29年7月に、障がい者団体、支援団体及び事業所を対象にヒアリングを実施しました。

### (3) 推進協議会での協議

計画案を検討する場として、「宮若市障害者計画・障害福祉計画推進協議会」を設置し、平成29年7月から平成29年11月まで計2回の協議を行いました。

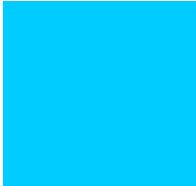
この協議会は、保健・医療・福祉の関係者のほか、障がい者団体の代表者等15名で構成され、様々な見地からの議論をいただきました。

### (4) 策定委員会及び策定作業部会の設置

庁内組織として副市長、部長等8名で構成する「宮若市障害者計画・障害福祉計画策定委員会」及び関係課長等12名で構成する「宮若市障害者計画・障害福祉計画策定作業部会」を設置し、計画原案の作成を行いました。

### (5) パブリックコメントの実施

平成29年12月から翌年1月にかけて計画案を公表し、市民からの意見募集を行いました。



## 第2章 障がい者等の現状





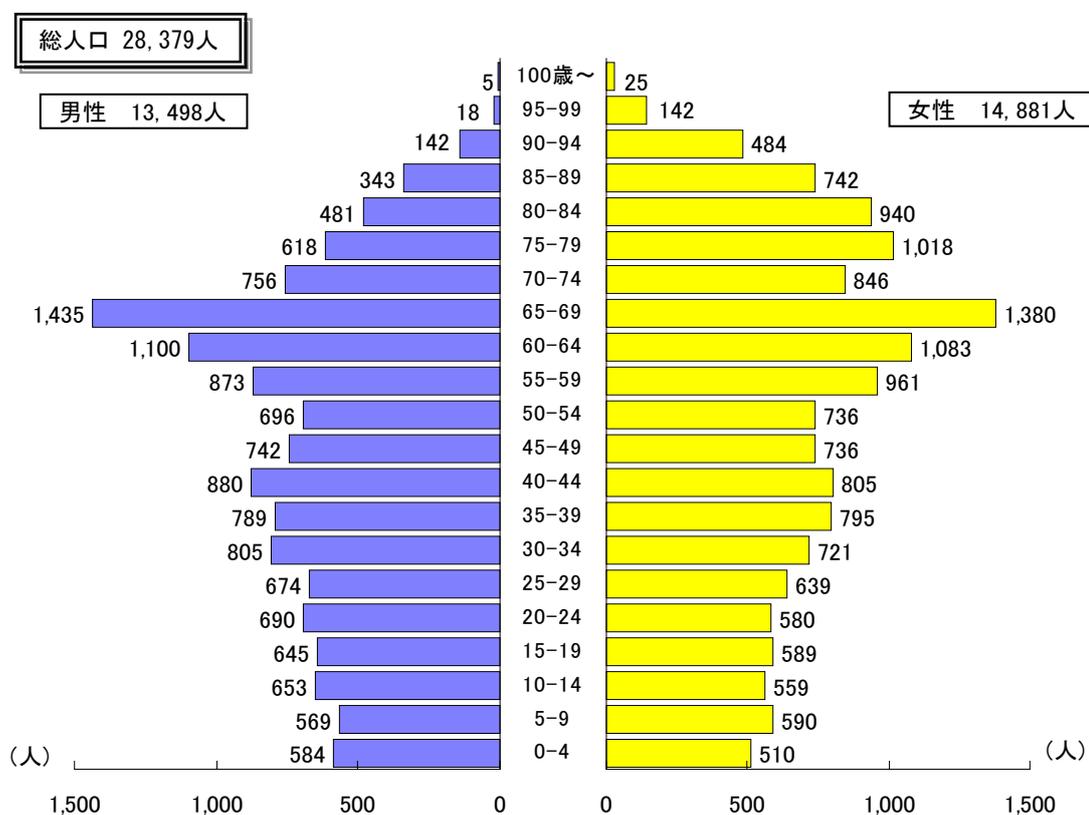
# 1 人口動態

## (1) 人口構造

本市の人口は、平成 29 年 3 月末現在で、男性 13,498 人、女性 14,881 人、合計 28,379 人です。

年齢階層別に見ると、65～69 歳が最も多くなっており、今後 5 年間でそれに次いで人口の多い 60～64 歳の階層が順次高齢期に達することから、本計画期間中も引き続き高齢化率の上昇が見込まれます。

### ■人口ピラミッド(平成 29 年 3 月末現在)



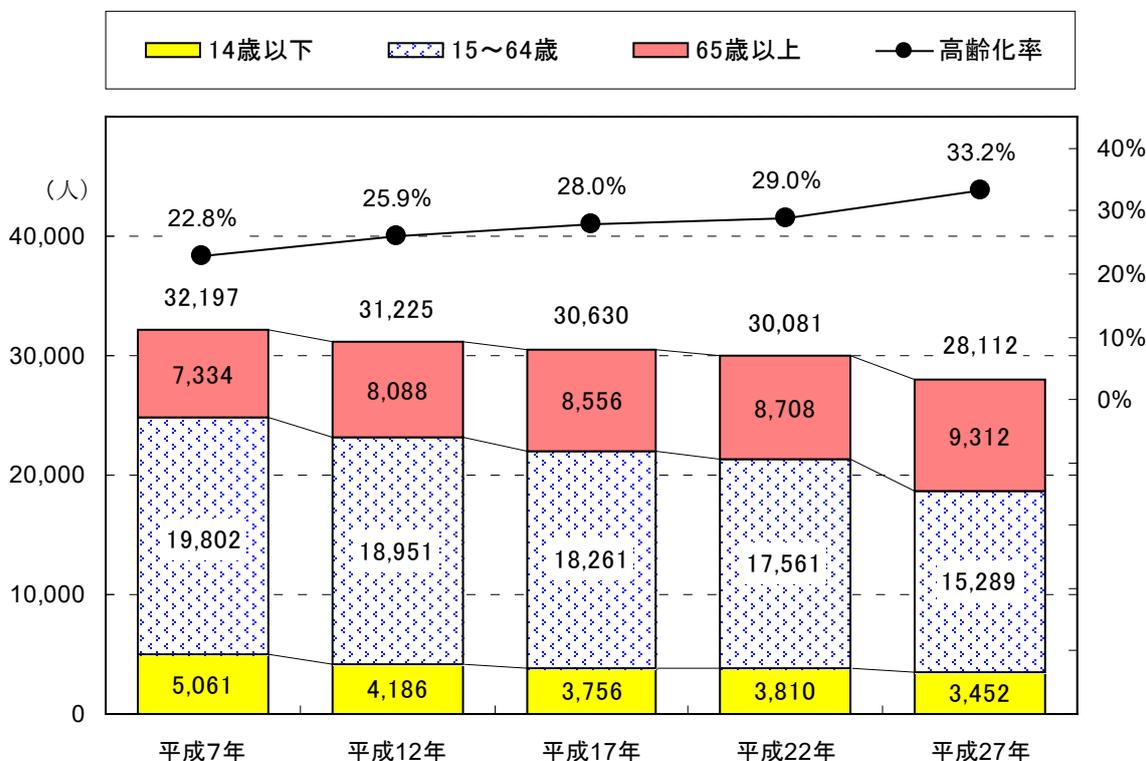
資料:住民基本台帳

## (2) 人口等の推移

人口の推移を見ると、総人口は減少傾向にあり、平成7年から平成27年までの20年間で見ると、4,085人（12.7%）減少しています。

また、年齢3区分別人口の推移を見ると、平成7年以降、14歳以下の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少が続いているのに対して、65歳以上の高齢者人口は増加を続けています。それに伴い、高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）も、平成7年の22.8%から20年間で10.4ポイント上昇し、平成27年は33.2%となっています。

### ■年齢3区分別人口及び高齢化率の推移



※各年10月1日現在  
 ※総人口には年齢不詳を含む。

資料：国勢調査

## 2 身体障がい者の現状

### (1) 身体障害者手帳所持者数

本市の身体障害者手帳所持者数は、平成29年3月末現在1,694人で、うち18歳未満の障がい児は16人となっています。

障がい種別に見ると、肢体不自由が912人(53.8%)と最も多く、次いで内部障がい466人(27.5%)となっています。また、重度障がい者(1、2級)は745人で、全体の44.0%を占めています。

身体障害者手帳所持者数

(単位:人)

障がい種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	28	27	7	5	15	10	92
	合計	28	27	7	5	15	10	92
聴覚・平衡 機能障がい	18歳未満	0	0	0	1	0	0	1
	18歳以上	7	44	21	33	2	91	198
	合計	7	44	21	34	2	91	199
音声・言語 障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	4	4	7	10	0	0	25
	合計	4	4	7	10	0	0	25
肢体不自由	18歳未満	6	2	1	0	1	1	11
	18歳以上	140	168	165	241	133	54	901
	合計	146	170	166	241	134	55	912
内部障がい	18歳未満	2	0	2	0	0	0	4
	18歳以上	310	3	48	101	0	0	462
	合計	312	3	50	101	0	0	466
合計	18歳未満	8	2	3	1	1	1	16
	18歳以上	489	246	248	390	150	155	1,678
	合計	497	248	251	391	151	156	1,694

※平成29年3月末現在

資料:健康福祉課

※障がい重複している場合は、代表部位、総合等級で計上

## (2) 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は年々減少傾向にあり、平成24年度から平成28年度までの4年間で、181人(9.7%)減少しています。

平成28年度の等級別人数を平成24年度と比較すると、全ての等級で減少しており、特に2級、3級の減少幅が大きくなっています。

## 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	533	520	524	511	497
2級	299	289	278	257	248
3級	291	287	277	258	251
4級	412	411	403	399	391
5級	166	162	159	160	151
6級	174	182	169	159	156
合計	1,875	1,851	1,810	1,744	1,694

※各年度末現在

資料:健康福祉課

## (3) 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

平成24年度からの推移を見ると、年によるばらつきはありますが、いずれの障がい種別も減少傾向にあります。

## 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

障がい種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
視覚障がい	115	106	104	101	92
聴覚・平衡機能障がい	223	228	214	199	199
音声・言語障がい	29	28	26	24	25
肢体不自由	1,012	1,010	976	949	912
内部障がい	496	479	490	471	466
合計	1,875	1,851	1,810	1,744	1,694

※各年度末現在

資料:健康福祉課

### 3 知的障がい者の現状

本市の療育手帳所持者数は、平成28年度末現在311人で、重度のA判定が145人、軽度のB判定が166人となっています。

平成24年度に比べると、A判定、B判定ともに増加しており、特にB判定は38人増で増加率も29.7%と高くなっています。

障がい程度別療育手帳所持者数の推移 (単位:人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A判定	136	141	143	143	145
B判定	128	128	139	160	166
合 計	264	269	282	303	311

※各年度末現在

資料:健康福祉課

## 4 精神障がい者の現状

### (1) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 28 年度末現在 143 人で、等級別に見ると、2 級が最も多く、平成 28 年度は全体の 58.0%を占めています。

また、平成 24 年度からの推移を見ると、1 級は横ばい、2 級と 3 級は増加傾向にあり、全体で見ると 35 人 (32.4%) 増加しています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位:人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1 級	10	12	12	11	11
2 級	61	69	70	74	83
3 級	37	32	38	45	49
合計	108	113	120	130	143

※各年度末現在

資料:健康福祉課

### (2) 自立支援医療（精神）利用者数の推移

本市の自立支援医療（精神）利用者数は、平成 28 年度末現在 389 人で、年々増加傾向にあります。

自立支援医療（精神）利用者数の推移 (単位:人)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数	344	346	360	367	389

※各年度末現在

資料:福岡県精神保健福祉センター

## 5 難病患者の現状

本市の難病患者のうち、医療費の助成の対象として特定疾患医療受給者証の交付を受けている人は、平成28年度末現在208人となっています。

医療費助成の対象となる疾病は、平成26年12月まではベーチェット病、重症筋無力症、モヤモヤ病など56疾病となっていましたが、平成27年1月からは、これに自己免疫性溶血性貧血、IgA腎症、甲状腺ホルモン不応症などが加わって110疾病、さらに平成27年7月には196疾病、平成29年4月には24疾病が加わって合計330疾病が指定難病となっています。

一方、平成25年4月からは、難病等が障害者総合支援法の対象となり、障がい福祉サービスが受けられるようになっていきます。当初は「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ130疾病が対象となっていましたが、上記指定難病及び小児慢性特定疾病の対象疾病の見直しを受け、障害者総合支援法の対象疾病も、平成27年1月より130疾病から151疾病に、平成27年7月には332疾病に、さらに平成29年4月には358疾病に拡大されています。

特定疾患医療受給者証交付件数

(単位:人)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数	193	210	214	225	208

※各年度末現在

資料:福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

## 6 障がい児の就学の現状

### (1) 特別支援学校への就学状況

特別支援学校への就学状況は以下のとおりです。

#### 特別支援学校への就学状況

学 校 名	所在地	宮若市からの在学者数（人）				
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
福岡県立直方特別支援学校	直方市	0	9	3	7	19
福岡県立古賀特別支援学校	古賀市		0	1	1	2
福岡県立嘉穂特別支援学校	嘉麻市		0	1		1
福岡県立特別支援学校北九州高等学園	中間市				6	6
福岡県立福岡特別支援学校	新宮町	0	0	0	2	2
合 計		0	9	5	16	30

※平成29年5月1日現在

資料:健康福祉課

### (2) 市内の特別支援学級の状況

市内の小中学校における特別支援学級の状況は以下のとおりです。

#### 特別支援学級の学級数、児童・生徒数の推移

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校	設置校数	8	7	8	8	5
	学級数	9	8	11	11	13
	児童数	24	26	37	47	52
中学校	設置校数	2	2	2	2	2
	学級数	3	5	5	5	4
	生徒数	6	12	10	11	9
合計	設置校数	10	9	10	10	7
	学級数	12	13	16	16	17
	児童・生徒数	30	38	47	58	61

※各年度5月1日現在

資料:学校教育課

※平成29年4月から、笠松小学校、若宮小学校、山口小学校、若宮西小学校、吉川小学校を「宮若西小学校」に再編。

## 7 障がい者の雇用の現状

### (1) 企業の障がい者の雇用状況

平成28年6月1日現在、宮若市内にある企業の障がい者の雇用状況は以下のとおりで、全体の障がい者雇用率は2.3%、法定雇用率(2.0%)未達成企業の割合は33.3%となっています。

#### 企業規模別の障がい者雇用状況(宮若市内)

規模	企業数	労働者数 (人)	障がい者数 (人)	雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業	法定雇用率 未達成企業
50～99人	7	504.0	17.0	3.37	4	3
100～299人	8	1,368.0	37.0	2.70	6	2
300～499人	1	338.0	3.0	0.89	0	1
500人以上	2	8,682.5	193.0	2.22	2	0
計	18	10,892.5	250.0	2.30	12	6

※平成28年6月1日現在

資料:福岡労働局

※障がい者数には、重度障がい者(実人数×2)及び重度以外の障がい者を含む。

※短時間(週所定労働時間20時間以上30時間未満)労働者1人は0.5人として集計

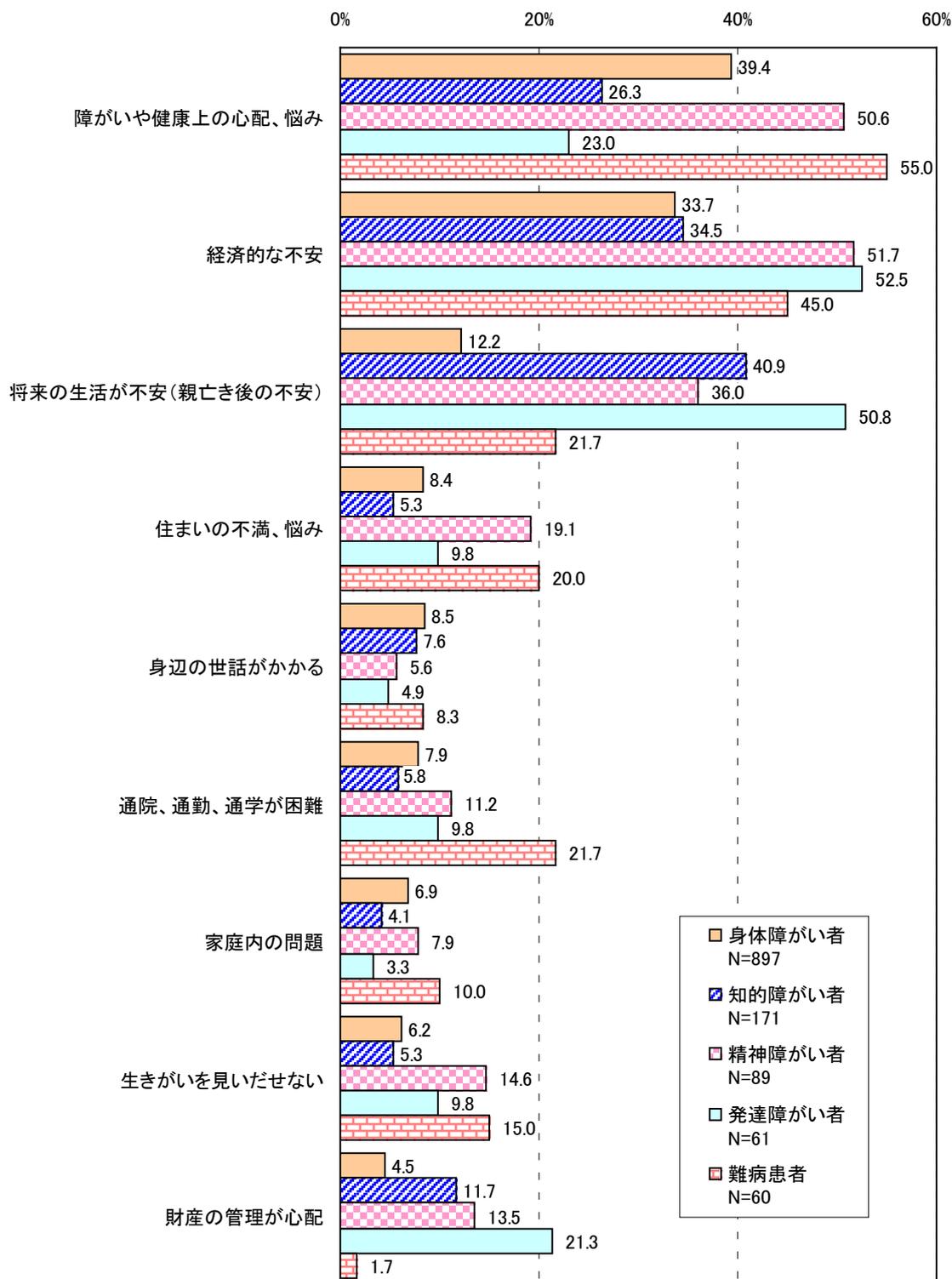
### (2) 市の行政機関における障がい者の雇用状況

平成29年6月1日現在、市の障がい者雇用率は2.33%となっており、法定雇用率(2.3%)を上回っています。

## 8 市民意識調査結果に見る障がい者のニーズ

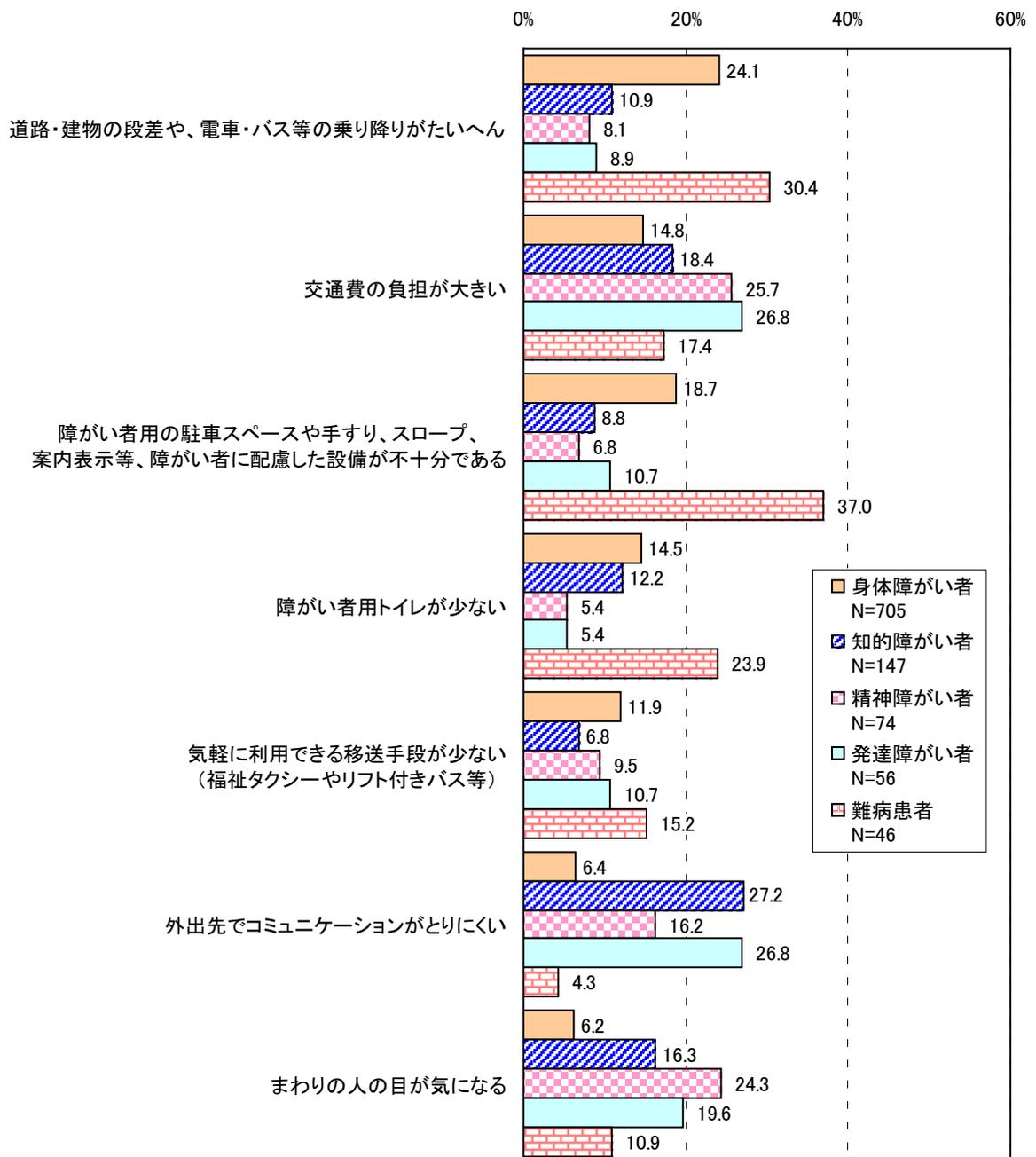
### (1) 生活の中で困っていることや不安・悩み等

身体障がい者と難病患者では「障がいや健康上の心配、悩み」、知的障がい者では「将来の生活が不安（親亡き後の不安）」、精神障がい者と発達障がい者では「経済的な不安」が最も高い回答割合となっています。



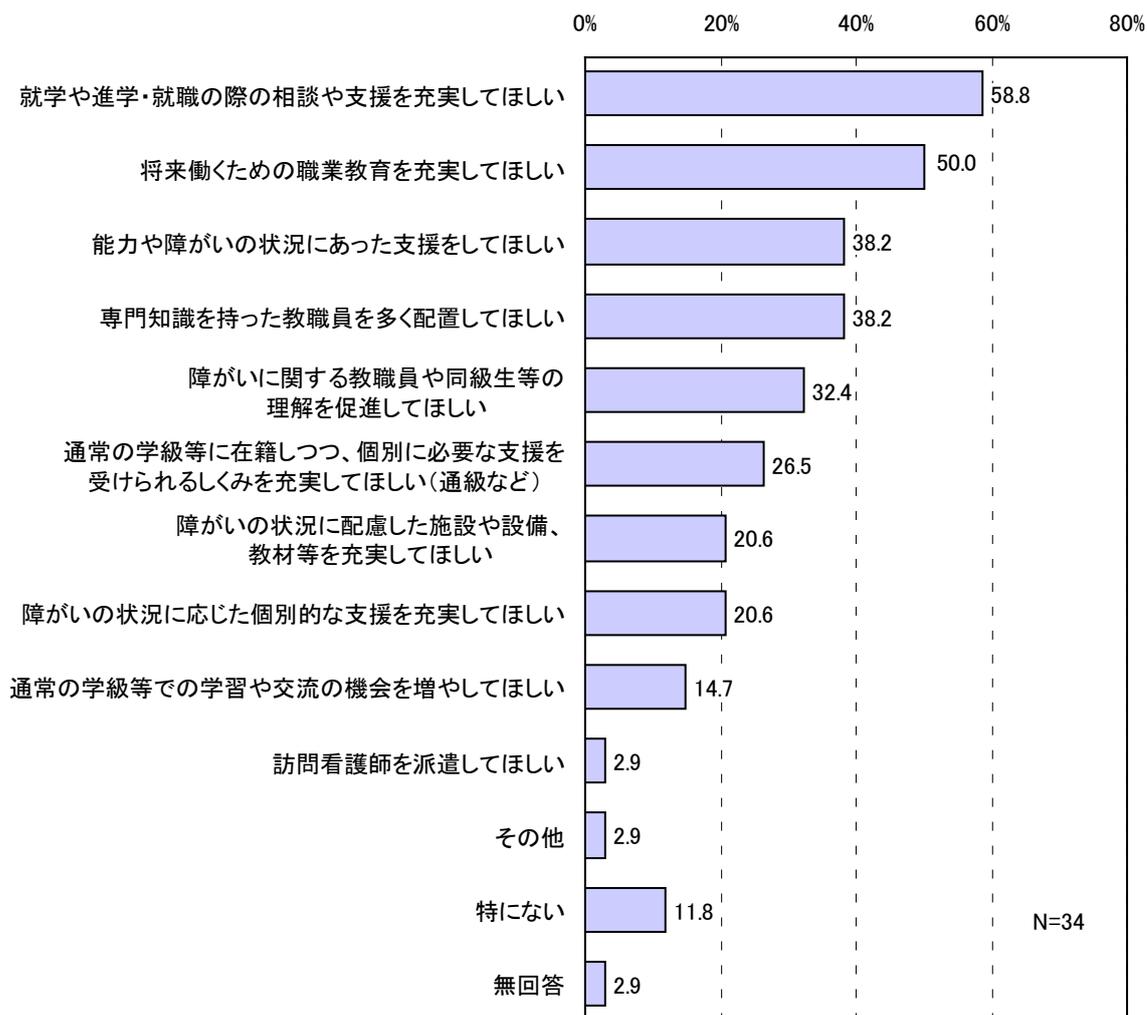
## (2) 外出に関して不便や困難を感じること

身体障がい者では「道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りがたいへん」、知的障がい者では「外出先でコミュニケーションがとりにくい」、精神障がい者では「交通費の負担が大きい」、発達障がい者では「交通費の負担が大きい」と「外出先でコミュニケーションがとりにくい」、難病患者では「障がい者用の駐車スペースや手すり、スロープ、案内表示等、障がい者に配慮した設備が不十分である」が、それぞれ最も回答割合が高くなっています。



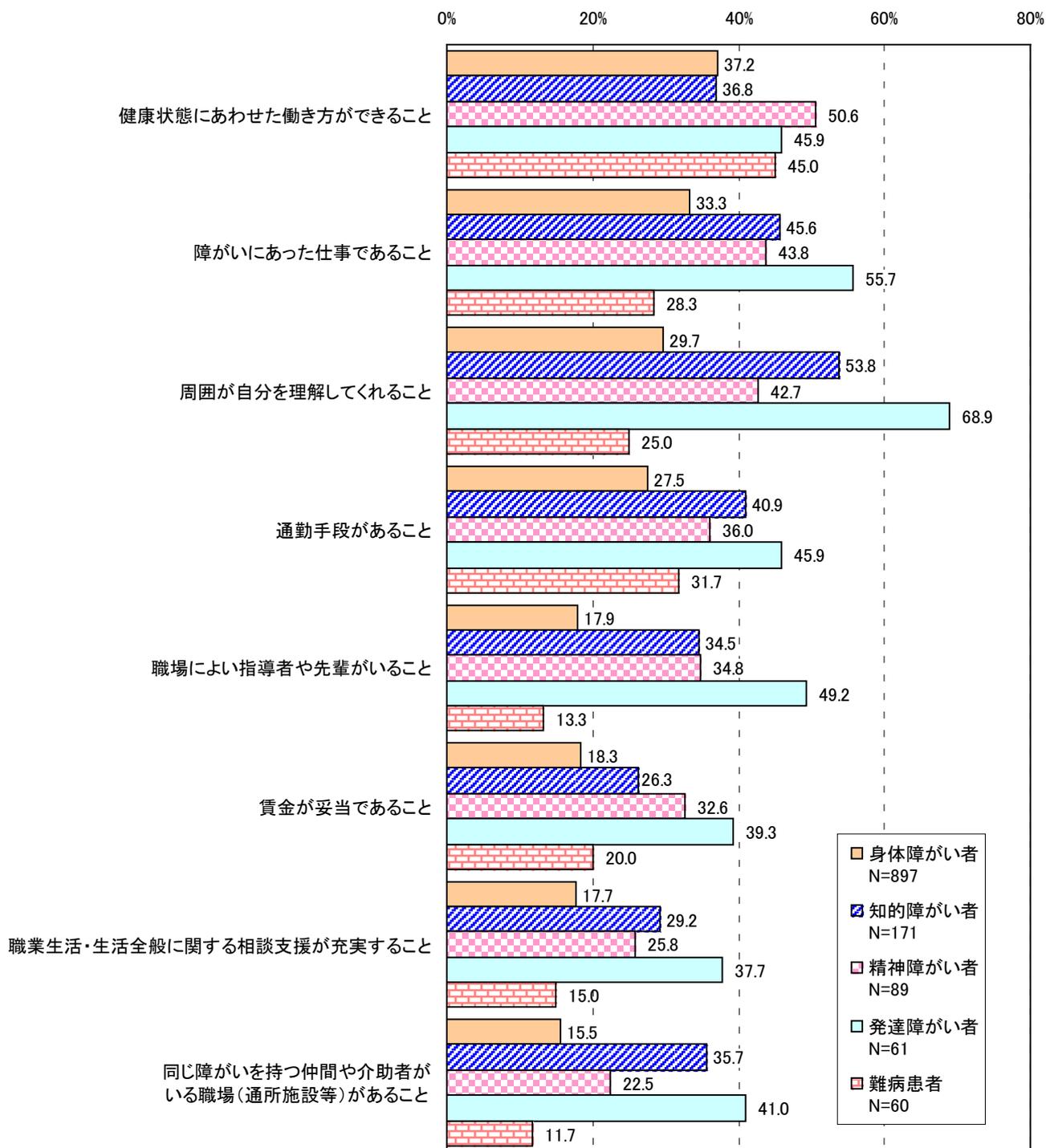
(3) 保育・教育に関する要望

「就学や進学・就職の際の相談や支援を充実してほしい」という回答割合が 58.8%と最も高くなっており、次いで「将来働くための職業教育を充実してほしい」が 50.0%、「能力や障がいの状況にあった支援をしてほしい」「専門知識を持った教職員を多く配置してほしい」がともに 38.2%、「障がいに関する教職員や同級生等の理解を促進してほしい」が 32.4%と続いています。



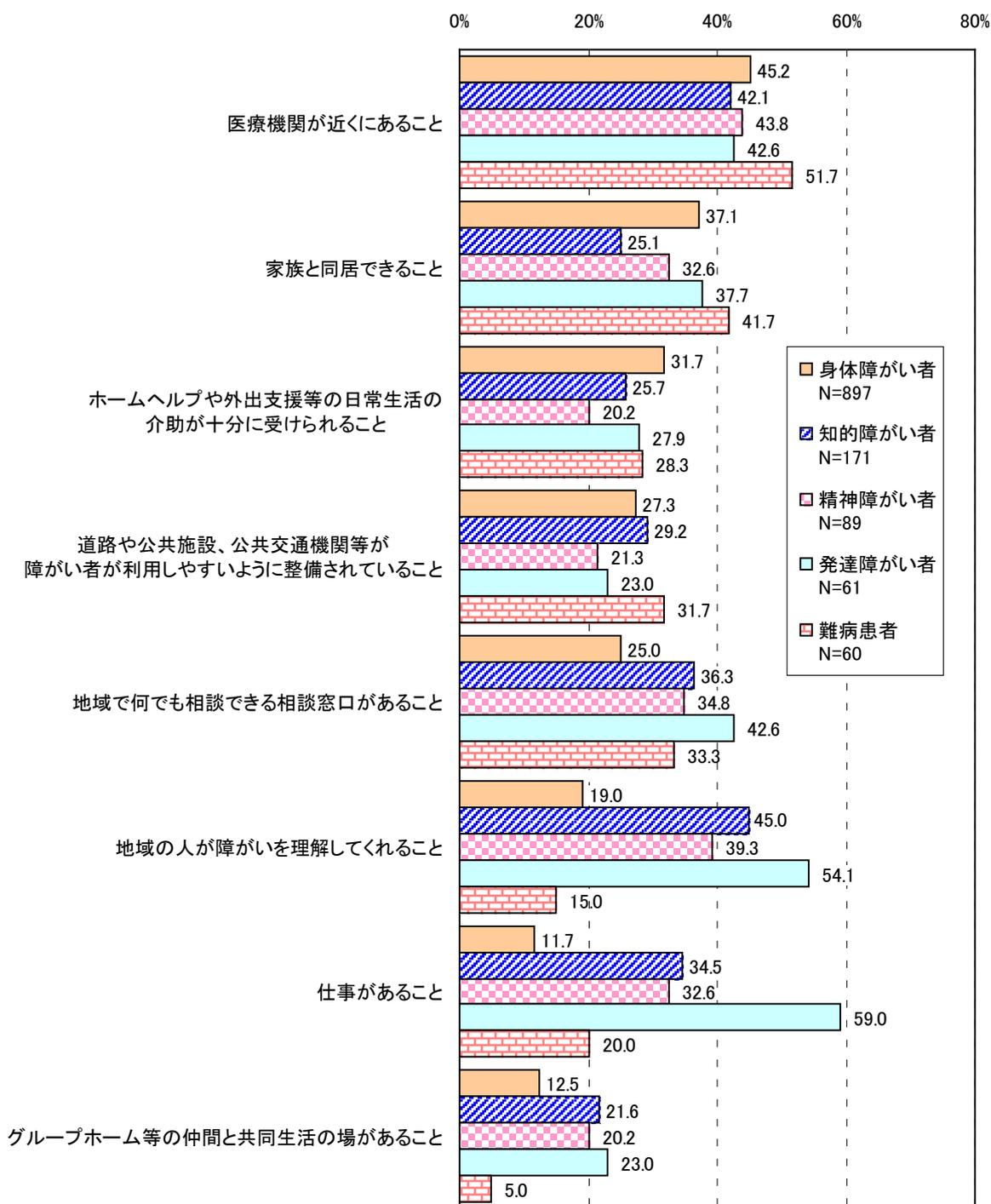
(4) 障がい者が働くために整っていることが大切だと思う環境

身体障がい者と精神障がい者及び難病患者では「健康状態にあわせた働き方ができること」、知的障がい者と発達障がい者では「周囲が自分を理解してくれること」がそれぞれ最も高い割合となっています。



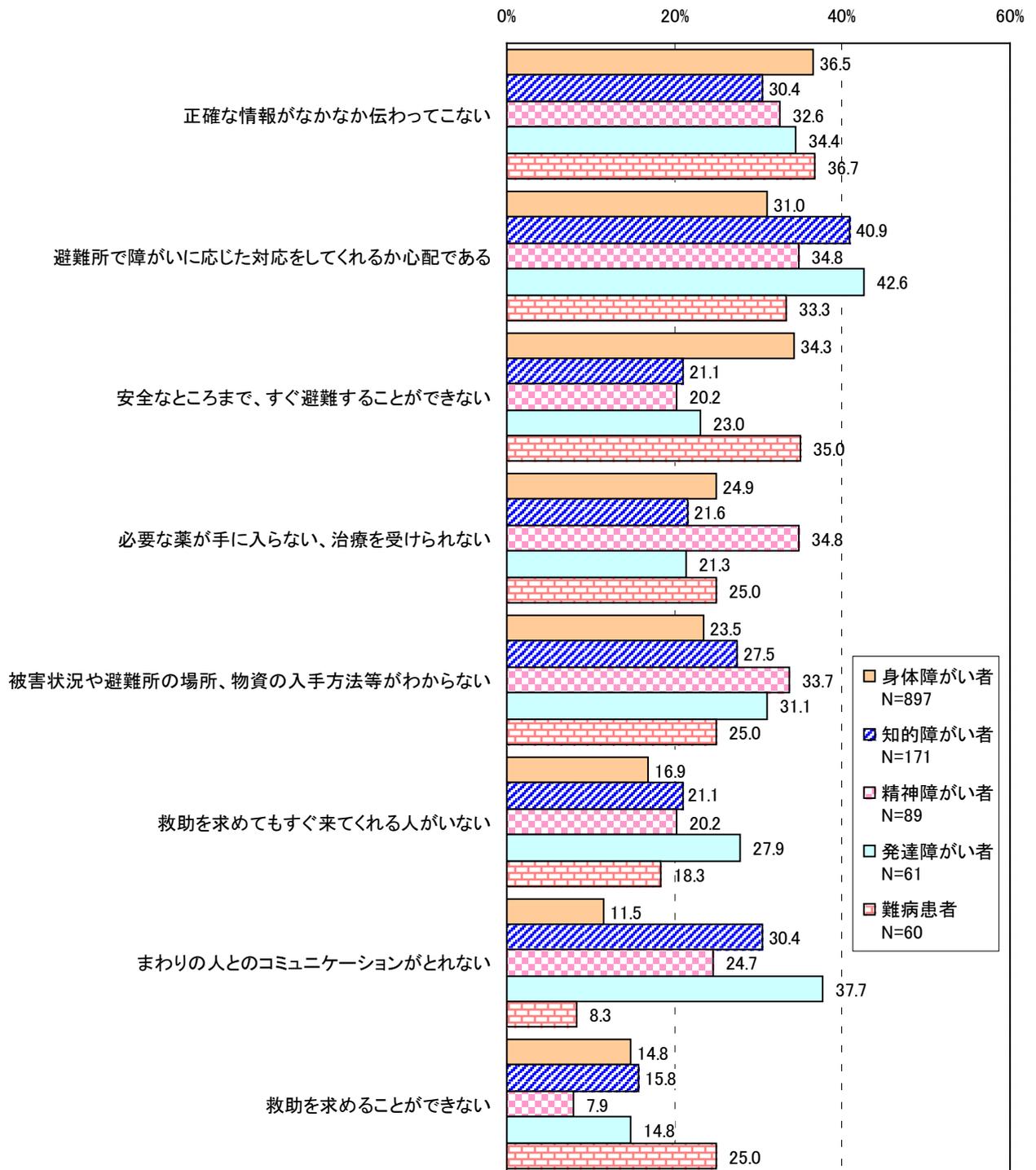
(5) 自宅や地域で生活するために必要な環境や条件

身体障がい者と精神障がい者及び難病患者については、「医療機関が近くにあること」が最も回答割合が高くなっていますが、知的障がい者では「地域の人が障がいを理解してくれること」、発達障がい者では「仕事があること」が最も高い割合となっています。



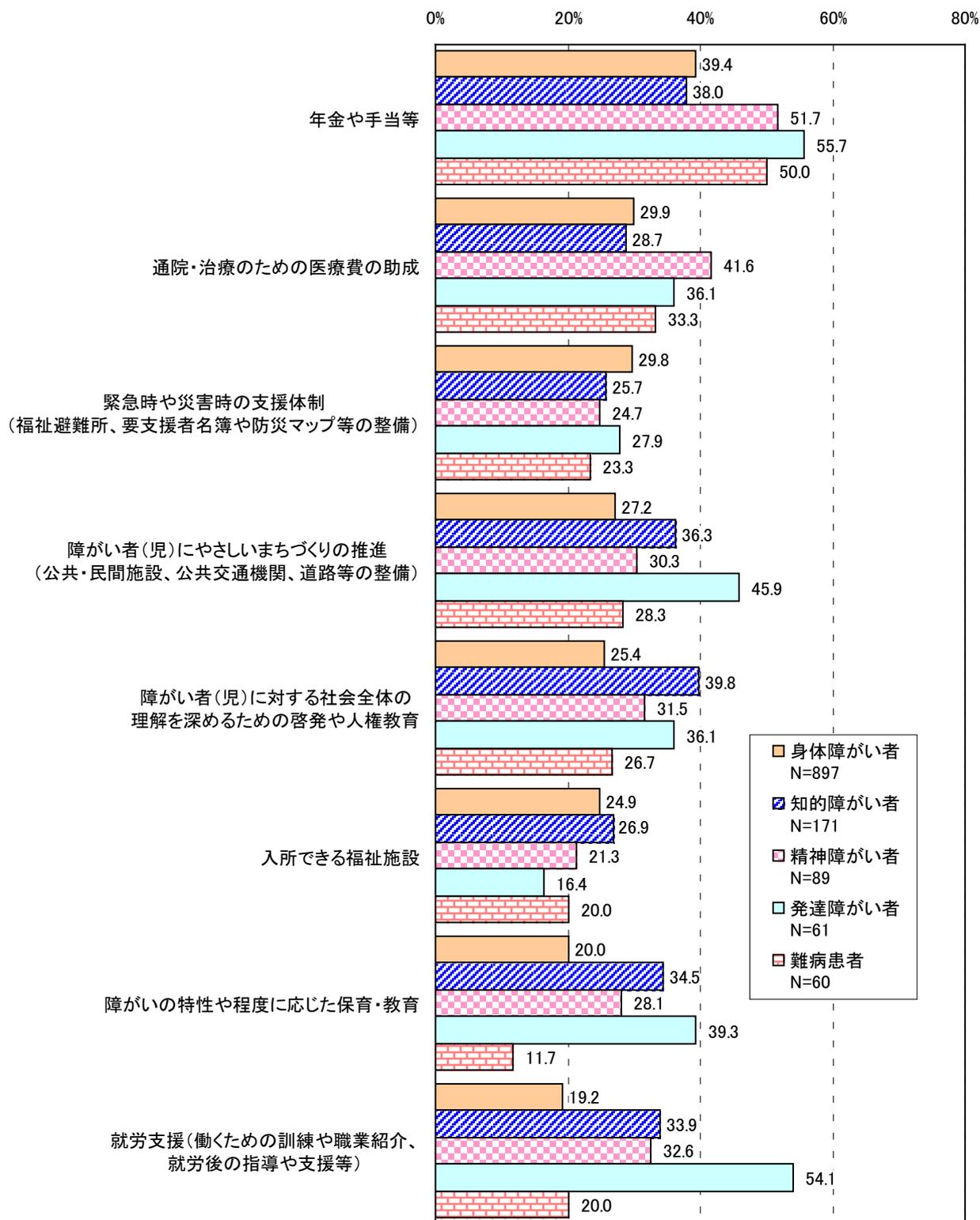
(6) 大きな災害が起きたときの心配ごと

身体障がい者と難病患者では「正確な情報がなかなか伝わってこない」、知的障がい者と発達障がい者では「避難所で障がいに応じた対応をしてくれるか心配である」、精神障がい者では「避難所で障がいに応じた対応をしてくれるか心配である」と「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」が最も高い回答割合となっています。



(7) 障がい者（児）に対する支援として行政が充実すべきこと

知的障がい者では「障がい者（児）に対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育」が 39.8%で最も高い回答割合となっていますが、その他の障がい種別ではすべて「年金や手当等」という回答が最上位となっています。

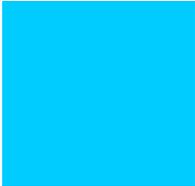




## 第2部

# 障がい者計画





# 第1章 計画の基本的な考え方





## 1 計画の基本理念

### 障がいのある人もない人も、 安心して暮らせる共生社会の実現

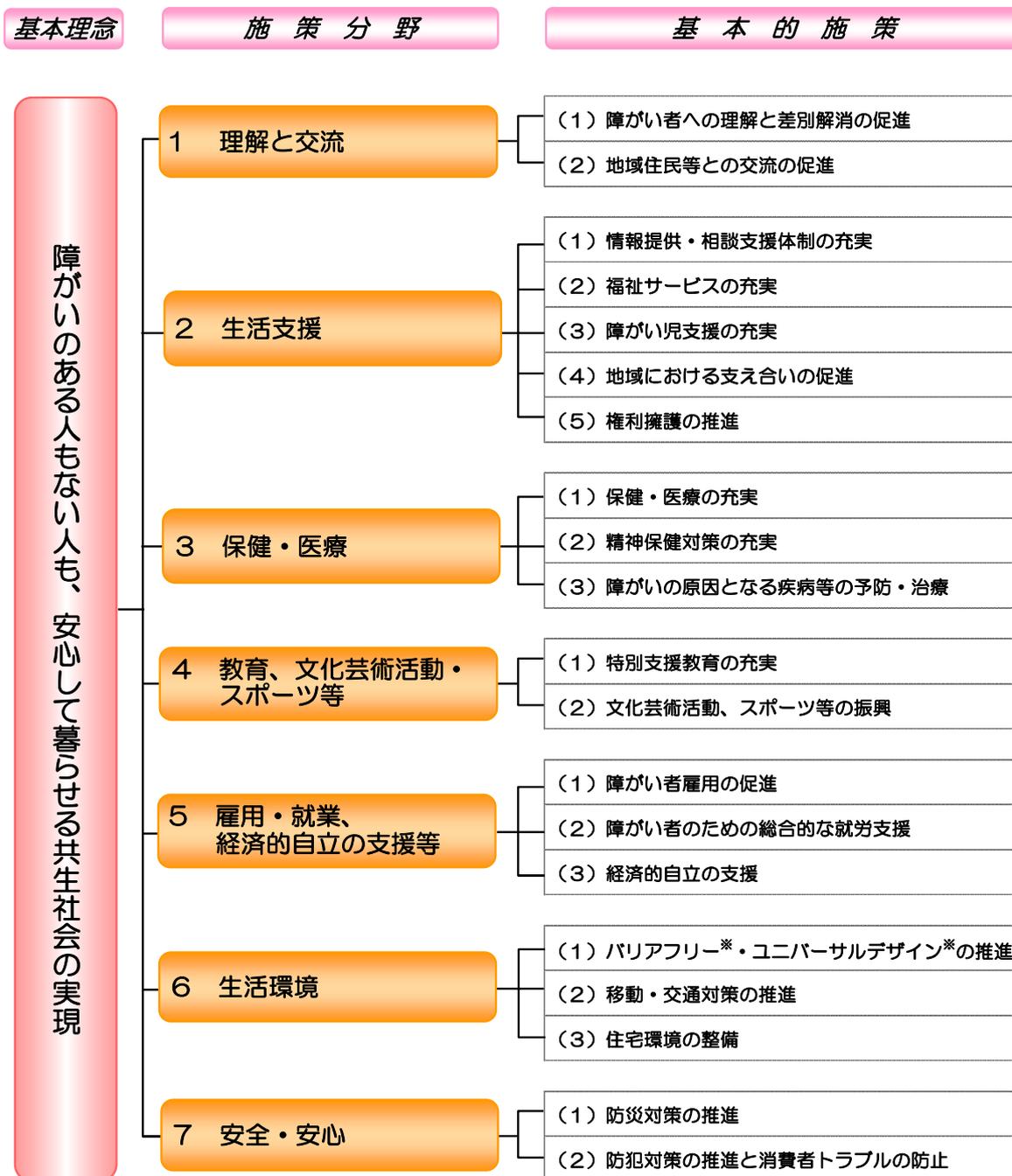
この計画では、障がいのある人もない人も、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

そのためには、障がいのある人すべてについて、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有すること、そして社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられることを確認するとともに、障がいを理由に差別することや権利を侵害することがないように、市民一人ひとりが障がい及び障がいのある人について正しい認識を持つことが大切です。

本計画を、障がいのある人だけでなく市民全員を対象とする計画と位置づけるとともに、障がいのある人がその有する能力と適性に応じ、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、さまざまな支援を進めることで、「障がいのある人もない人も、安心して暮らせる共生社会の実現」を目指します。

## 2 計画の施策体系

国の障害者基本計画との整合性を図りながら、本計画では以下の7つの施策分野ごとに基本的施策と今後の取り組みを定めます。

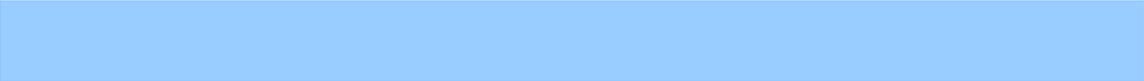


※バリアフリー：障がい者等が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味で、建物や道路の段差等、物理的障壁の除去はもとより、社会参加を困難にする社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いる。

※ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすることで、その対象は、ハード（施設や製品等）からソフト（教育や文化、サービス等）に至るまで多岐にわたっている。



## 第2章 施策の現状と課題 及び今後の取り組み





# 1 理解と交流

障がいのある、なしにかかわらず、それぞれがかけがえのない個性を持った一人の人間として尊重されなければなりません。しかし、障がいや障がいのある人に対する理解不足や誤解から生じる差別や偏見は依然存在しています。

すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、各種広報媒体・行事・イベント、さらには身近な地域、学校、職場の活動を通じて障がいや障がい者についての理解促進を図ることが重要です。

また、地域における障がいへの理解の促進のためには、子どもから高齢者までさまざまな年代において、住民同士がふれあい、つながりをつくっていくことが重要です。ふれあうことにより、障がいのある人について多くの人が関心を持ち、価値観や経験の共有を通じて互いに認めあい、支えあえる関係を築いていくことができます。

## (1) 障がい者への理解と差別解消の促進

### 現状と課題

本市では、障害者差別解消法の施行を受け、平成28年11月、同法第10条第1項に基づき「宮若市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を策定し、障がい者に対する適切な対応の推進に取り組んでいます。また、同法第17条の規定に基づき、平成29年7月、直轄地区2市2町で直轄地区障がい者等差別解消支援地域協議会<sup>\*</sup>を設置し、障がいを理由とする差別に関する相談及びその事例を踏まえた差別解消のための取り組みを始めています。

市民意識調査結果を見ると、「障がいがあるため、差別を受けたりいやな思いをしたことがあるか」との問いに対し、「よくある」「時々ある」と回答した人の割合は全体の20.3%で、「ほとんどない」「まったくない」と回答した人の割合（61.6%）に比べるとかなり低い割合となっていますが、知的障がい者と精神障がい者及び発達障がい者では、「よくある」「時々ある」と回答した人の割合が「ほとんどない」「まったくない」と回答した人の割合を上回っており（図1参照）、差別を受けたり、いやな思いをした場所についても障がい種別による差異が見られます（図2参照）。

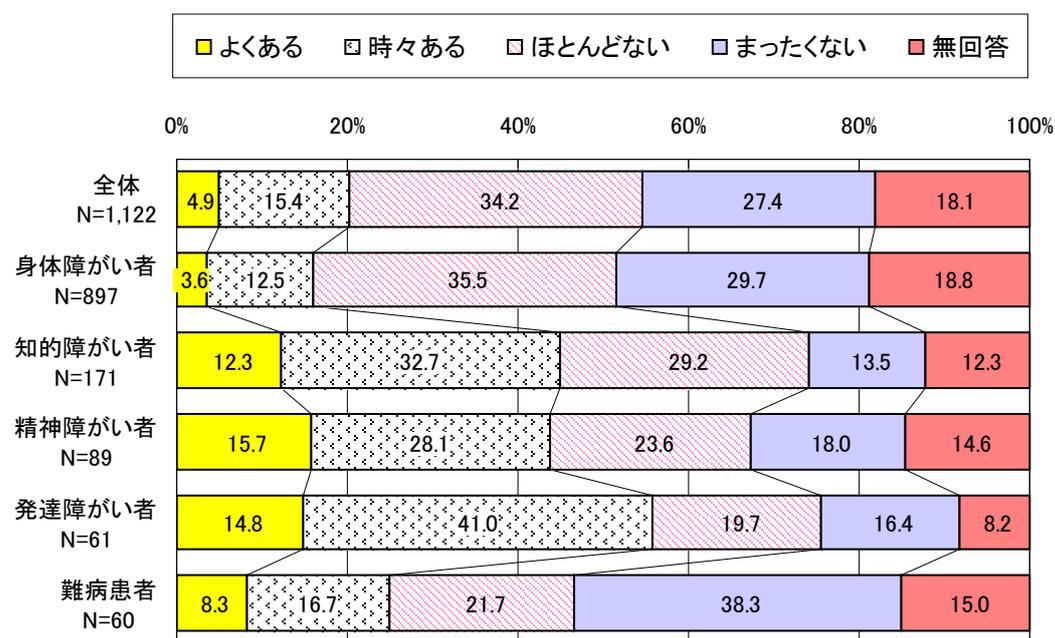
<sup>\*</sup>障がい者等差別解消支援地域協議会：地域における障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うために設置される協議会をいう。

本市では、広報紙や関係機関が発行する各種広報紙等を通して障がい者理解に向けた啓発・広報活動を行っていますが、あらゆる場面での差別がなくなるよう、障がいについて正しい理解や認識を広めていく必要があります。

さらに、差別や偏見などの「心の壁」を取り除き、障がい者に対する理解や認識を深めていくためには、できるだけ早い時期からの人権教育・福祉教育を積極的に推進する必要があります。本市の小中学校では、教育活動全体を通して、さまざまな人権問題について正しく理解し、これらの解決に向けて具体的な実践ができる力を育成することを目指して人権教育を進めています。また、総合的な学習の時間等を活用して、各学校の実態に応じて福祉に関する学習活動を実施しており、障がいに対する理解や福祉について学ぶ機会を設けています。

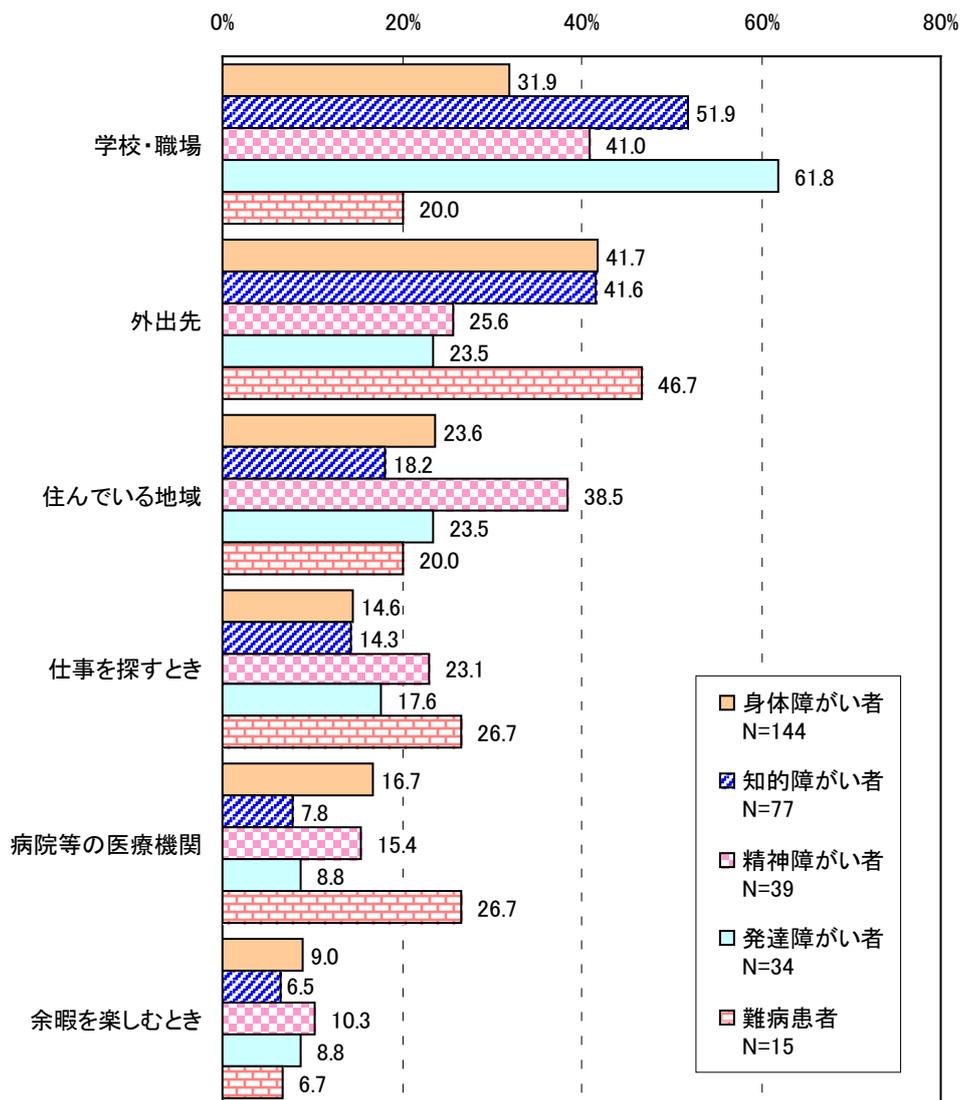
今後も、児童や生徒が障がいについて理解し、障がいのある子もない子も共に充実した学校生活を送れるよう、これらの取り組みを継続するとともに、市や各障がい者団体が、小中学校での福祉教育へ関わっていく方策について検討する必要があります。

図1 障がいがあるため、差別を受けたりいやな思いをしたことがあるか



資料：市民意識調査結果

図2 どのような場所で差別を受けたり、いやな思いをしたか



資料：市民意識調査結果

## 今後の取り組み

### 1 市の広報紙や啓発パンフレット等による啓発・広報活動の充実

【健康福祉課・総合政策課】

広報紙を利用した広報活動や啓発資料の作成、配布に努めるとともに、ボランティアグループと連携のもと点字及び声の広報による広報活動に努めます。また、必要に応じて市の発行物に音声コードを活用する等、広報活動の充実を図ります。

さらに、国、県などの啓発パンフレットの有効活用を図るとともに、障がい特性や障がい者とコミュニケーションを図る上での留意点など、障がい者に対する理解の促進を図ります。

## 2 「障がい者週間」等の周知 【健康福祉課】

「障がい者週間（12月3日～12月9日）」、「障がい者の日（12月9日）」及び「障がい者雇用支援月間（9月）」の周知に努め、障がい者に対する理解の促進を図ります。

## 3 学校教育における人権教育・福祉教育の充実 【学校教育課】

障がい者への正しい理解を深め、共生社会を実現するために、幼い頃から人権や社会福祉への関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うために、幼児教育、学校教育の中で一貫した人権教育・福祉教育の充実に努めます。

特に福祉教育の一環として、実践している各学校でのボランティア活動を支援します。

## 4 生涯学習における福祉講座等の充実

【健康福祉課・保護人権課・社会教育課】

障がい者福祉に対する市民の関心を一層高めるため、人権・福祉分野の講座や講演会の充実に努めます。

## 5 障がい者差別解消の推進 【健康福祉課・保護人権課】

国や県と連携しながら、障がい者への差別解消に関する啓発に努めるとともに、国の基本方針に基づき、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮※を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

また、直轄地区障がい者等差別解消支援地域協議会において、差別解消のための取り組みを効果的かつ円滑に行います。

## 6 市職員の理解の促進 【健康福祉課・総務課・保護人権課】

人権問題や障がい者施策にかかる市職員の研修会及び講習等を開催することにより資質の向上を図ります。

---

※合理的な配慮：障がいのある人が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のことをいう。筆談や読み上げによる意思の疎通、車椅子での移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

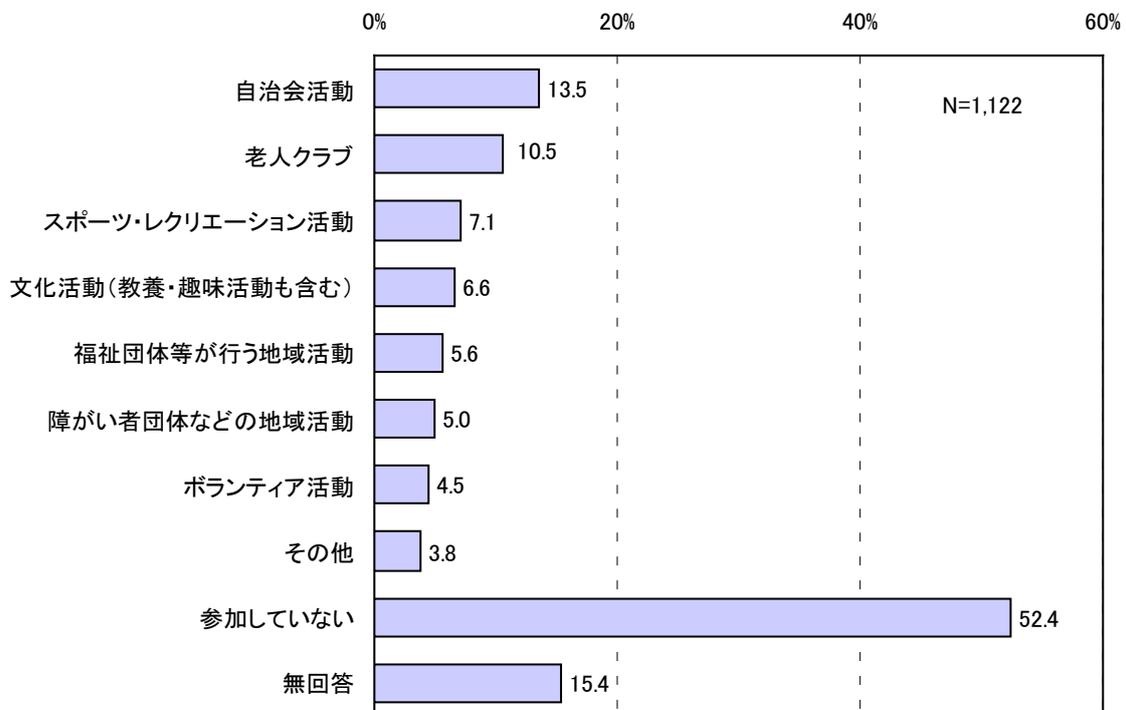
## (2) 地域住民等との交流の促進

## 現状と課題

障がい者が家庭や地域の中で生きがいを持ちながら安心して暮らし続けていくためには、在宅生活を支援する公的サービスの充実だけでなく、障がい者やその家族のことを地域で理解し、お互いに支え合う社会を築くことが重要です。しかし、少子高齢化の進展、個人の意識やライフスタイルの多様化等により、近年、住民の地域への関心や住民同士のつながりが希薄化し、地域活動の担い手が固定化、高齢化している現状があります。

障がいのある人への偏見や理解不足、また障がいの特性による他者とのかかわりづらさなどから、地域での活動には多くの課題があり、市民意識調査の結果を見ても、障がい者の地域活動への参加状況は低調です（図3参照）。しかし、地域住民の障がいへの理解促進のためにも、障がいのある人がさまざまな地域活動に参加し、交流をさらに広げるための環境をつくらなければなりません。そのためには、障がいのある人が地域社会の一員として地域への関心を高めていくことも重要です。

図3 1年間に参加した地域活動



## 今後の取り組み

### 1 各種イベントと交流の充実 【健康福祉課】

関係機関・団体との連携により障がいのある人の地域活動への参加を促進します。また、広報等を通して関係機関・団体で実施している交流イベント等の活動を周知し、参加の促進を図ります。

### 2 地域の活動・行事の中での交流の促進 【健康福祉課】

障がい者が地域で自立した生活を送るために、自治会や子ども会等が地域で行う行事の中で、障がい者の地域生活について共に考える機会を持つことが重要です。障がいのある人が積極的に参加できるよう、手話通訳者等の派遣を行う等、交流の輪がさらに広がるよう促します。

### 3 学校における交流の促進 【学校教育課】

インクルーシブ教育<sup>\*</sup>の推進により、特別支援学校と地域の学校の交流が図られており、今後も継続的に実施します。

### 4 交流の場の設置 【健康福祉課】

日中活動の場として、障がいのある人同士が身近に集いふれ合える「無料サロン」の利用促進に努めます。

<sup>\*</sup>インクルーシブ教育：特別な教育的ニーズのある児童を、大多数の児童を対象とした教育制度に受け入れ、共に学ぶことをいう。

## 2 生活支援

障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、福祉制度や生活に関するさまざまな情報を必要なときに手に入れることができる情報提供の充実が必要です。

また、障がい者施策の目指すところは障がい者の自立であり、地域生活への支援を充実することにより、住み慣れた身近な地域社会での生活を保障するところにあります。このため、利用者本位の考え方に立って、個々の障がい者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備とサービスの量的・質的充実に努め、すべての障がい者が安心して地域生活を送れるような支援体制を確立することが必要です。

### (1) 情報提供・相談支援体制の充実

#### 現状と課題

本市では、各種サービスの内容や利用条件等を紹介した障がい者福祉のしおりを作成し、手帳交付時に配布するとともに、広報紙や市公式ホームページによってサービス等の周知を図っていますが、障害者自立支援法の施行以降、度重なる制度改正もあって、障がい者とその家族にその内容が十分に伝わっていないことも懸念されます。管内の保健福祉環境事務所や医療機関、サービス事業者等とも連携し、情報提供の充実に努める必要があります。

また、障がい者の持つ悩みや問題は、その障がい者の障がい部位や障がい程度、社会状況、年齢などいろいろな要因によって異なります。家族や友人・知人のいる地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える諸問題を身近に相談でき、適切な助言を受けられる相談体制の確立が必要であり、それらの個々のケースに対応できる専門的な情報の提供が重要となります。

現在、本市では健康福祉課で相談支援を行っているほか、直轄地区障がい者基幹相談支援センター※に委託して相談への対応を行っています。また、地域の中に障害者相談員を配置して、障がい者の支援にあたっており、さらに、直轄地区内の各相談支援事業所においても障がい者とその家族に対する相談支援が行われています。

今後さらに多様化することが予想される障がい者とその家族のニーズに応え、適切にサービスを組み合わせ、自立を支援していくためには、身近な地域で一人ひとりにあっ

※障がい者基幹相談支援センター：地域における障がい者に対する相談支援の中核的な役割を担う機関で、障がいのある人が地域で安心して暮らせるように、障がい者のさまざまな相談に対応し、情報提供、助言を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行う。

たケアマネジメントを行える相談支援体制の整備と障がい者福祉に係る各機関の連携強化を図る必要があります。本市では直鞍地区障がい者等地域自立支援協議会<sup>※</sup>を中心に、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携の強化を図っていますが、今後もさらなる充実が望まれます。

## 今後の取り組み

### 1 多様な手段による情報提供の充実 【健康福祉課】

各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉、教育に関するさまざまな情報資料については、プライバシーの保護に配慮しながら、市民の誰もが手軽に入手できるよう、広報紙や市公式ホームページ等を活用した情報提供の更なる充実を図ります。

また、障がい者福祉のしおりについては、常に最新の情報が提供できるよう、制度改正等に合わせ毎年改訂を行います。

### 2 相談支援体制の充実 【健康福祉課】

障がい福祉サービス等の円滑な運用及びサービスの質の向上を図るため、相談者の年齢や障がいの種類・程度など、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供及び相談支援体制の充実を図ります。

また、直鞍地区障がい者基幹相談支援センターを中心とした市内外の各種相談機関との連携を図るとともに、その利用を促進するため、広報紙等により情報提供を行います。

### 3 障がい者ケアマネジメント体制の充実 【健康福祉課】

単に障がい福祉サービスの提供という側面にとどまらず、障がい者のライフサイクルを見据え、一人ひとりのニーズに応じたサービス等利用計画を作成し、福祉・保健・医療・教育・就労が一体となった生活支援の実現を目指します。そのため、直鞍地区障がい者等地域自立支援協議会における相談支援部会の研修等を通じて、相談支援専門員の資質の向上を図り、障がい者のケアマネジメントを行うことができる相談支援体制の充実を行います。

<sup>※</sup>障がい者等地域自立支援協議会：障害者総合支援法第89条の3の規定に基づき、障がい者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者が幅広く参加し、定期的な協議を行い、相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことを目的とするもの。

#### 4 直鞍地区障がい者等地域自立支援協議会を核とした関係機関の連携の強化 【健康福祉課】

直鞍地区障がい者等地域自立支援協議会を地域の社会資源間のネットワークの核として、この地域が抱えている障がい者支援の課題の解決や困難事例への対応のあり方に関する協議を通して、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携の強化を図ります。

## (2) 福祉サービスの充実

### 現状と課題

障がい者が地域で安心して生活するためには、いつでも必要に応じて福祉サービスが受けられる環境にあることが重要です。特に、在宅生活が家族による支援のみに頼ることなく、重い障がいのある人も安心して暮らせるよう、訪問系サービスや短期入所、日中一時支援の充実を図る必要があります。

また、障がい者が地域で孤立することなく、その人らしく生活するためには、日中活動の場を充実させるとともに、移動手段の確保と外出のための移動支援の充実を図る必要があります。移動手段を確保することによって、障がい者は外出に対する抵抗感が少なくなり、日常生活の行動範囲が飛躍的に拡大します。それは、障がい者の自立した生活を容易にするとともに、積極的な社会参加にもつながっていくものです。

本市では、障がい者の社会参加の範囲の拡大と日常生活の利便を図るため、重度障がい者に対し福祉タクシー利用券を交付し料金の助成を行っています。また、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等で単身では外出できない障がい者への外出時における移動支援事業を行っており、今後も同行援護や行動援護などの障がい福祉サービスとともに充実を図る必要があります。

また、障がい福祉サービス等の提供にあたっての国や県の基本方針として、「施設入所・入院から地域生活への移行を推進」することが定められています。精神障がい者の地域移行支援については、地域移行までに長い期間を要するという現実があるほか、アパート等賃貸契約時の問題や金銭管理をはじめとする退院後のさまざまなトラブルへの対応など、在宅生活をトータルに支える仕組みのさらなる充実が必要です。

### 今後の取り組み

#### 1 介護給付体制の充実 【健康福祉課】

居宅介護等訪問系サービスの必要量の確保を図るとともに、常時介護を必要とする重度障がい者や医療的なケアが必要な人など、障がい者の多様な介護ニーズに対応できる体制整備に努めます。

#### 2 短期入所（ショートステイ）・日中一時支援の提供体制の充実 【健康福祉課】

在宅で生活している障がい者が、家族の急病で在宅での対応が困難なときなどに、ショートステイの利用が安心して行えるよう、短期入所サービスの利用促進に努めます。

また、障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息や就労のため、日中の一時的見守り等の支援を行います。

### 3 移動支援等の充実 【健康福祉課】

障がい者の社会活動の範囲の拡大と日常生活の利便を図るため福祉タクシー料金の助成を継続するとともに、その周知に努めます。また、外出時における「移動支援」については、適切に利用できる体制を整え、支援の充実を図ります。

### 4 補装具・日常生活用具の給付 【健康福祉課】

障がい者の日常生活を容易にするための補装具購入費、修理費及び貸与費の一部を支給します。また、障がい者の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

### 5 入所・入院から地域生活への移行に対応したサービスの充実 【健康福祉課】

自立した生活を希望する人や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、地域移行の進捗に合わせ、必要に応じて居住の場の提供支援に努めます。

また、地域生活支援の機能を強化するため、居住支援のための機能を持つ事業所等と連携し、地域の障がい者を支援するための体制整備を図ります。

### 6 視覚・聴覚障がい者に対するコミュニケーション支援 【健康福祉課】

聴覚障がい者に対する手話通訳者の派遣を行うとともに、視覚障がい者・聴覚障がい者の自立と社会参加を進めるため、情報・意思疎通支援用具の給付により、視覚障がい者や聴覚障がい者のコミュニケーションを支援します。

また、障害者基本法の趣旨に基づき、手話を必要とする人々が安心して地域生活を送る環境づくりを推進していくための条例の制定について検討を行います。

### 7 高齢者等徘徊SOSネットワーク事業 【健康福祉課】

本市・直方市・鞍手町・小竹町が社会福祉協議会・障がいサービス事業所などの関係機関等と締結している高齢者等徘徊SOSネットワークにより、行方不明者の早期発見・保護する取り組みを実施しています。今後、地域住民への周知に努め、利用促進を図ります。

### (3) 障がい児支援の充実

#### 現状と課題

身体障がいや知的障がいのほかに、近年、自閉症スペクトラム<sup>※</sup>やADHD<sup>※</sup>など、発達障がいまたはその疑いのある子どもが増えています。

発達に課題のある子どもや障がいのある子どもの保護者の多くは、さまざまな不安や悩みを抱えながら日々を過ごしています。周囲の無理解による孤独感、日々の介助に伴う介助疲れなど、余裕のない追いつめられた状況が生まれる危険性があります。そして、そのような状況を打破するためには身近な地域で困っていることに応えられる支援が必要です。

乳幼児健診は、成長発達の確認、発達上の課題や障がいの早期発見の機会であるとともに、保護者が相談できる機会でもあります。一人で不安や悩みを抱え込まないように、健診の場で専門的な相談ができるような体制整備をしていく必要があります。

医療的ケア<sup>※</sup>が必要な障がいのある子どもに対しては医療的ケア支援事業による支援を行う必要があります。また、発達に課題のある子どもにとって、集団の中でのさまざまな体験は、その発達を促すことに有効であるといわれており、市内の保育所・幼稚園では障がいのある子どもの受け入れに努めています。

さらに、学齢期においては、その子にとって最良の教育が何なのか、将来の見通しを含めて新たな不安や悩みが生まれます。発達に課題のある子どもや障がいのある子どもの教育に関しては、就学時の健康診断、就学相談委員会で、子どもの状況に応じて、その子の成長にとって最も望ましい教育環境を提供するよう努めています。療育の現場からは、学齢期の療育の必要性を指摘する声もあり、早期発見から療育・教育まで、それぞれの施策が一貫したシステムとして機能するよう、医療機関、療育機関、教育機関、行政の連携を密にして、発達に課題のある子どもや障がいのある子どもの個々の状況に応じた適切な相談・指導を充実していくことが必要です。

※自閉症スペクトラム：重い自閉症からアスペルガー症候群まで、広汎性発達障がい（生まれながらの脳の機能障がい原因とされる発達障がいの一種で、コミュニケーションが苦手で、対人関係をうまく築けず、限られた対象にこだわる傾向がある。）を連続的にとらえた概念の名称。もともとアスペルガー症候群は「知的障がいがない自閉症」とも言われており、自閉症との違いが必ずしも明確ではなかったため、広汎性発達障がい全体を連続体(スペクトラム)としてとらえる同概念が提唱された。

※ADHD：注意欠陥・多動性障がい。明らかな脳障がいは認められませんが、頭部外傷や髄膜炎、脳炎などの後遺症と同様の多動などの行動異常を示す症状。落ち着きがなく気が散りやすい、静かに遊んだり勉強したりすることができない、おしゃべりが多く質問が終わらないうちに答えるなどの特徴がある。

※医療的ケア：医師の指導の下に、家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。

一方、障がいのある子どもに対する福祉サービスは、平成24年度から、通所・入所の利用形態別に、児童福祉法上の障害児通所支援と障害児入所支援に再編され、障害児通所支援においては、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービスが開始されました。これらのサービスは、発達に課題のある子どもの社会性、コミュニケーションの課題へのアプローチ、肢体不自由児に対する機能訓練など、障がいのある子どもの個々の特性に合わせて専門的な支援を行う療育を目的としたサービスと位置づけられ、本市では児童発達支援、放課後等デイサービスの利用が伸びています。

支給決定者数が増加する中で、療育機関での支援を家庭や保育所・幼稚園・学校などの生活の場で生かしていくには、障がいのある子どもの状況に合わせた細やかな支援が必要です。そのため、今後は、集団生活の場で障がいのある子どもが適切な支援を受け、成長・発達を促すことができるよう、療育スタッフが直接、保育所・幼稚園・学校に訪問し必要な支援を提供できる保育所等訪問支援が求められます。

さまざまな機関が重層的に関わる障がいのある子どもの支援については、関係機関のネットワーク強化を引き続き推進し、障がいのある子どものライフサイクルを見据えた、切れ目のない支援ができるよう、さらなる体制整備を図っていく必要があります。

## 今後の取り組み

### 1 相談支援体制の充実 【健康福祉課・子育て支援課・学校教育課】

乳幼児健診や乳幼児発達相談など、乳幼児とその保護者を対象とした相談体制の充実を図るとともに、子ども一人ひとりの状態に応じ、家族を含めたトータルな支援を図ります。また、保育所・幼稚園・学校・医療機関・福祉サービスなどの関係機関をつなぐことにより継続的な支援が行えるよう、情報提供を図り相談支援体制の充実に努めます。

### 2 個々の特性とライフステージに応じた療育・教育支援の充実

【健康福祉課・子育て支援課・学校教育課】

発達に課題がある子どもや障がいのある子ども一人ひとりの状態と乳幼児期から入学や進学、卒業などのライフステージに応じたきめ細かな対応ができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育などの関係機関において円滑な情報共有を図ることができる体制の拡充を図ります。

### 3 障がい児保育及び保育所等訪問支援サービスの充実

【健康福祉課・子育て支援課・学校教育課】

発達に課題がある子どもや障がいのある子どもが、保育所、幼稚園で保育・教育が受けられるよう、可能な限り保護者の望む保育所・幼稚園での受け入れを行うとともに、子どもの心身の状況を正確に把握し、子どもの発達が促進されるよう保育・教育内容の充実を図ります。

また、専門的な支援を要する場合の保育所等訪問支援サービスの提供について、集団生活への適応のための支援の整備を図ります。

### 4 医療的ケアを必要とする障がい児に対する支援の充実 【健康福祉課】

医療的ケア支援事業により、医療的ケアが必要な障がいのある子どもに対応した支援の確保に努めます。

### 5 教育相談・教育支援体制の充実 【健康福祉課・学校教育課】

特別な支援が必要となる可能性のある子ども及びその保護者に対し、早期からの情報提供や教育相談等を実施するとともに、障がいのある子どもの個々の実態に即した就学を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な教育支援に努めます。

また、児童や生徒の健康の保持・増進を図り、将来の健やかな生活を送るうえでの生活習慣を身につけさせるため、成長の段階に応じた健康教育、食育等を推進します。

### 6 児童発達支援の充実 【健康福祉課】

障がいのある子どもが日常生活における基本的動作や知識技能を習得し、集団生活に適應できるよう支援の充実を図ります。

### 7 放課後等デイサービスの充実 【健康福祉課】

学齢期における支援の充実のため、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する放課後等デイサービスの充実を図ります。

## (4) 地域における支え合いの促進

### 現状と課題

障がい者が、家庭や地域で安心して自立した生活を送るためには、在宅生活を支援するサービスの充実はもとより、障がい者やその家族を地域ぐるみで温かく見守り、人間的なふれあいを深める中で支援するといった互助と連帯の精神に支えられた地域社会を築くことが重要です。特に、障がい者の施設入所・入院から地域生活への移行が促進される中、本市においても、地域で支えるネットワークの整備が必要です。

すでに地域には、宮若市民生委員児童委員協議会をはじめ、各種福祉団体や市民活動団体、ボランティア団体等、地域福祉の核となり得る組織があり、市社会福祉協議会には宮若市ボランティア活動センターも設置されています。しかしながら、障がい者への支援については、まだまだ活発と言える状況ではありません。

今後は、ボランティアに対する地域住民及び障がいのある人の理解と関心を深め、活動への積極的な参加を進めるため、啓発や情報提供を充実していくことが必要です。また、気軽に参加しやすい環境整備、活動支援も課題となります。

### 今後の取り組み

#### 1 地域に根ざした福祉活動の促進 【健康福祉課】

地域で支え合うためには、地域に根ざした活動を通じて実現していくものであることから、地域の実情に応じた、住民主体の取り組みを盛り上げていくことが必要です。そこで、市社会福祉協議会と連携して、地域の住民が参加しやすい福祉活動を促進します。

#### 2 ボランティア活動の促進 【健康福祉課】

市社会福祉協議会、ボランティア組織等と連携して地域住民のボランティア活動に対する理解と関心を深め、その活動支援に努めます。

## (5) 権利擁護の推進

### 現状と課題

平成 24 年 10 月の障害者虐待防止法の施行に伴い、本市では直轄地区障がい者虐待防止センター※に委託して障がい者の虐待に関する相談を受け付けていますが、今後も、家庭、障がい者福祉施設、職場において虐待を見つけた人には市町村等に通報の義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行い、障がいのある人が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現を図る必要があります。

また、判断能力やコミュニケーション能力に障がいがある知的・精神障がい者は、財産管理や生活上のさまざまな権利侵害を受けることが想定されるため、これらの障がい者の権利や財産などを守る取り組みが必要です。このような障がい者の財産や権利を守るための制度として、成年後見制度や日常生活自立支援事業がありますが、これらの関連制度についての認知度はまだまだ低く、利用者も少ない状況にあります。障がい者の場合、親亡き後の地域生活において、権利擁護及び財産管理支援は必要不可欠です。

今後、高齢化とともに一人暮らしの障がい者がさらに増加していくことや、障がい者の地域生活への移行が進むことも見据えて、これらの権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、より利用しやすいネットワークの構築に取り組むことが必要です。

### 今後の取り組み

#### 1 障がい者への虐待防止 【健康福祉課】

障がい者虐待防止に関する内容や直轄地区障がい者虐待センターに設置されている相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、関係機関等との連携協力体制の整備を図り、さらに虐待防止に努めます。

#### 2 障がい者の権利擁護の充実 【健康福祉課】

市社会福祉協議会や直轄地区障がい者等地域自立支援協議会の権利擁護部会と連携しながら、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及・啓発を推進し、活用を促進することにより、障がい者の権利擁護の充実を図ります。

※障がい者虐待防止センター：障がい者虐待に関する通報及び相談の窓口となる機関をいう。障害者虐待防止法は、障がい者虐待を発見した者に対して自治体へ通報する義務を課しており、障がい者虐待防止センターは 24 時間体制でこれらの通報を受け付けている。

### 3 保健・医療

障がいの原因には、先天性のものと事故や疾病等から生ずる後天性のものがあり、それぞれについて、早期発見、早期治療、早期療育体制を充実するとともに、後天性のものについては特に予防面を強化する必要があります。

また、障がい者には、定期的な医療を必要とする人がいるだけでなく、その障がい故に健康面での問題を抱えている人も多い状況です。

さらに、障がいを軽減し自立を促進するためには、医療が重要な役割を果たしており、医療サービスの充実を図る必要があります。

精神保健の分野については、適切な医療を確保するとともに、心の健康づくり対策及び社会復帰対策を推進していくことが重要です。

#### (1) 保健・医療の充実

##### 現状と課題

障がい者は、健康づくりや疾病予防のための情報を得る機会が少なく、設備や人的サービス面で健診を受けにくい状況にあります。また、知的・精神障がい者の中には、障がいの特性から適切な医療を受けることが難しい状況にある人が少なくありません。

さらに、障がい者にとっての医療の充実は、病気の治癒だけでなく、自立を促進し社会参加を容易にするためにも不可欠です。このため、障がい者が適切な保健・医療サービスを受けられるよう、医療機関をはじめとする関係機関と連携しながら、障がい者の健康管理や医療の充実を図る必要があります。

##### 今後の取り組み

#### 1 健康づくりに関する情報提供と特定健診・がん検診等の受診勧奨

【健康福祉課・市民生活課】

健康づくりや保健事業に関する情報提供の充実を図るとともに、特定健診・がん検診の各種健診が障がい者にも受診しやすいよう、体制の整備に努めます。

## 2 医療の充実 【健康福祉課・市民生活課】

身体障害者手帳の1・2級、療育手帳のA、身体障害者手帳の3級かつ療育手帳のB、精神障害者保健福祉手帳1級の認定を受けている人が医療機関を受診する際の自己負担分を補助する重度障害者医療費助成事業や自立支援医療制度の利用を促進し、医療費の負担軽減を図るとともに、公費負担・助成制度等についての運用を継続していきます。

## (2) 精神保健対策の充実

### 現状と課題

平成18年の障害者自立支援法の施行を契機に、福祉サービスの3障がい一元化や自立支援医療制度の開始など、サービス体系や医療制度の変更を通じて、これまで立ち後れていた精神障がい者へのサービスの充実が進められています。

精神疾患についても、正しい知識を持つことで、発病を予防し、初期の段階で気づき、早期に医療につながることで、重症化の防止も可能となります。しかし、精神障がいに対する理解はまだ十分とはいえず、根強い偏見も残っており、早期治療に結びついていない現状があります。今後は、メンタルヘルスについての普及・啓発と併せて精神障がいに対する偏見をなくしていく取り組みが必要です。

退院可能な精神障がい者の退院を促進するという流れの中、精神疾患に対する偏見や社会復帰を図るための地域資源の不足など、精神障がい者の地域生活への移行を実現するためには、なお多くの課題が残されています。精神障がい者が地域で自分らしく安心した生活を送ることができるよう啓発し、心の健康相談や訪問指導等、精神障がい者に対する各種支援活動を推進していく必要があります。

また、平成28年3月には「自殺対策基本法」の改正が行われ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指し、「生きることの包括的な支援」として、自殺要因の解消に向けた環境整備の充実が求められるとともに、市町村にも自殺対策の計画策定が義務づけられました。今後は、同法を踏まえ、うつ予防をはじめとする自殺予防対策としての心の健康づくりの強化も図る必要があります。

### 今後の取り組み

#### 1 広報・啓発による制度の利用促進 【健康福祉課】

自立支援医療（精神通院医療）制度や精神障害者保健福祉手帳制度等について、広報・啓発により利用の促進を図ります。

#### 2 精神障がいに関する正しい知識の普及・啓発 【健康福祉課】

精神的なストレスをため込むことなく解消できるよう、メンタルヘルスや精神障がいに関する正しい知識について普及・啓発を行います。

### 3 精神疾患等の予防と早期発見・早期治療の促進 【健康福祉課】

うつ病の予防やストレス対策等、心の健康づくりを促進し、精神疾患の発症を予防するとともに、保健事業や医療機関等との連携により精神疾患の早期発見・早期治療を促進します。

### 4 心の健康づくりの推進 【健康福祉課・学校教育課】

自殺対策基本法や「健康日本21<sup>※</sup>」の内容を踏まえ、うつ病予防等の心の健康づくりや自殺対策予防に関する相談窓口の周知を図るとともに、これらの知識の普及啓発に努めます。また、ひきこもり対策として、精神疾患をもつ人や、その家族等が悩みを相談できる機関を、広報紙等に掲載し、情報提供に努めるとともに、直轄地区障がい者基幹相談支援センターや地域活動支援センター等との連携を図り、社会復帰を促進します。

また、思春期は人格形成上重要な時期であり、不登校などさまざまな精神保健上の課題が表面化しやすいという事実を踏まえ、スクールカウンセリングの充実に努めます。

---

※健康日本21：健康増進法に基づき策定された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」で、国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向や国民の健康の増進の目標に関する事項等を定めたもの。平成24年7月に全部改正され、いわゆる「健康日本21（第2次）」となっている。

### (3) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

#### 現状と課題

身体障がい者の障がいの原因は後天性疾病によるものが多く、中でも脳血管疾患、心疾患を原因とするものや、糖尿病の進行を起因とする腎疾患によるものが増加しています。このため、生活習慣病の予防対策として取り組んでいる健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導等が障がいの予防に一定の効果を有するものと考えられます。

また、先天的な疾病や障がいについても、これを予防あるいは早期に発見し、適切な治療、療育に結び付けることで障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。その意味で、妊婦や乳幼児に対する健康診査、疾病や発達に関する検査や相談といった母子保健事業も大切です。

本市では、妊婦健診や4か月児、7か月児、12か月児、1歳6か月児、3歳児への乳幼児健診等を実施し、成長・発達の確認や課題の早期発見に努め、必要に応じ専門機関への相談を勧めたり、医療機関を紹介したりしています。また、妊産婦・新生児については、訪問や電話等により、子育て環境の確認や保護者支援を継続的に実施しています。

#### 今後の取り組み

##### 1 妊産婦に対する保健事業の充実 【健康福祉課】

妊娠初期から異常を早期に発見し、安全な出産が迎えられるように妊婦健康診査に対する助成や妊婦中の健康管理等の充実に努めます。

##### 2 乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進 【健康福祉課】

乳幼児健診により乳幼児の成長発達を確認し、必要に応じて訪問指導や相談で発達を促すような関わりや保護者支援の充実に努めます。

また、必要に応じて専門医療機関への受診勧奨や療育機関の紹介を行い、疾病や障がいの早期発見、早期治療、早期療育を推進します。

### 3 生活習慣病の予防と早期発見・早期治療の促進 【健康福祉課・市民生活課】

特定健診やがん検診等により生活習慣病の予防と早期発見・早期治療を図るとともに、若いうちからの予防重視の健康づくり運動を推進し、生活習慣病及びそれに起因する障がいの予防に努めます。

## 4 教育、文化芸術活動・スポーツ等

ノーマライゼーションの理念からは、障がいのある子どもも、障がいのない子どもとできる限り共に教育を受けることが本来の姿です。障がいの有無によって分け隔てられることなく、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいのある児童や生徒が、合理的配慮を含む必要な支援のもと、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない児童や生徒と共に受けることのできる体制を構築することが望まれます。

また、障がい者が文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うための環境整備等も求められています。

### (1) 特別支援教育の充実

#### 現状と課題

特別支援教育の推進にあたっては、個別の教育的ニーズのある子どもに対しては、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最適な指導が提供できるよう、小中学校における通常の学級、特別支援学級、特別支援学校という多様な学びの場のそれぞれの充実を図るとともに、障がいのある児童や生徒が合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障がいのない児童や生徒と同じ場で共に学ぶ機会を確保する必要があります。

本市における障がいのある児童や生徒の教育的処遇に関しては、専門知識を有する者により構成される鞍手地区就学相談委員会で、子どもの状況に応じた最も望ましい教育環境を提供できるよう取り組んでいます。また、特別支援教育連携協議会を開催し、保幼小中が連携した就学指導や進学後の必要な支援がスムーズに行われるよう、情報交換を行い、支援体制の整備にも努めています。さらに、障がいのある児童や生徒の個々に応じた支援ができるよう、特別支援教育支援員を配置し、学習や日常生活面の支援に努めています。

今後も可能な限り早期から卒業に至るまで一貫した指導・支援ができるよう、子どもの成長記録や支援内容等に関する情報の取扱いに十分留意しながら、必要に応じて関係機関で共有・活用していくことが大切です。そのためにも本人と保護者を中心にすえ、医療、保健、福祉、就労支援等との連携のもと、一人ひとりの状況やニーズに応じた適切な支援・指導・教育を行わなければなりません。

## 今後の取り組み

### 1 教育支援体制の充実 【学校教育課】

障がいのある子ども一人ひとりの実態に即した就学となるよう、多様な教育相談に対応できる体制を整え、本人・保護者に対する十分な情報提供のもと、本人・保護者の意見を最大限尊重しながら、適切な教育支援を行います。

また、障がいのある児童や生徒の発達程度、適応の状況等に応じて、柔軟に学びの場を変更できることについて、関係者への周知を促します。

### 2 個々の特性とライフステージに応じた教育支援の実践

【健康福祉課・学校教育課】

障がいのある子ども一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深め、多様な進路を含めた適切な教育的支援が実現するよう個別の教育支援計画及び個別の指導計画を立て、その計画の実施、評価を行います。

また、その計画が確実に引き継がれ、適切な就学指導や進学がスムーズに行われるよう、定期的に特別支援教育連携協議会を開催し、情報の共有を図るとともに、今後は学校卒業後の進路指導も見据え、就労支援機関との連携構築を図ります。

### 3 教職員の資質の向上と支援体制の充実 【学校教育課】

特別支援教育の充実のため、特別支援学級の担当者等を対象にした研修等を一層充実させ、発達障がいや障がい種別の多様化、質的な複雑化に対応できる体制の充実を図ります。

また、全教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促進し、教職員の資質の向上を目指します。

### 4 教育環境の整備 【学校教育課】

障がいのある児童や生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材の提供を検討するとともに、情報通信技術の発展等も踏まえつつ、個々のニーズに応じた支援機器の整備推進を図ります。

また、障がい児の就学機会を拡充し、児童や生徒が安全で快適に学校生活を送れるように、可能な限り学校の施設や設備を個々の状態に配慮したものとなるよう改善に努め、学校施設のバリアフリー化を推進します。

## (2) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

## 現状と課題

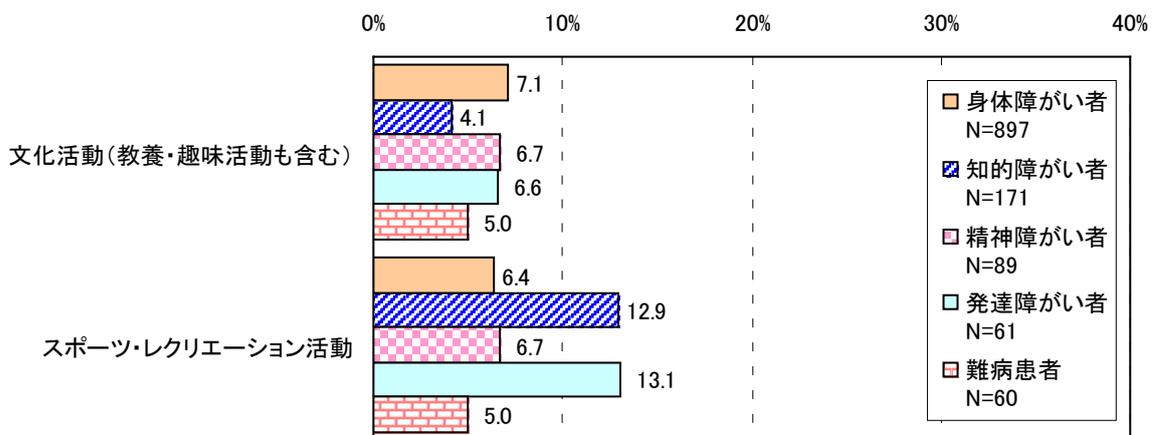
障がい者が文化芸術活動やスポーツ・レクリエーションに参加することは、自立と社会参加を促進するだけでなく、生きがいのある豊かな生活を送るうえで大変重要です。また、障がい者の健康増進やリハビリテーションにも役立ち、地域社会の人々の障がい者に対する理解を得る機会としても極めて重要です。

しかし、市民意識調査結果を見ると、「文化活動（教養・趣味活動も含む）」「スポーツ・レクリエーション活動」ともに参加状況は低調で、まだ多くの障がい者が余暇活動に目を向けるだけの余裕がないことがうかがわれます（図4参照）。一方で、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動に参加を希望している人の割合が、実際に参加している人の割合を上回っています（図4、図5参照）。

本市では、毎年開催される「福岡県身体障害者スポーツ大会」等に参加する障がい者への随行等の支援や、スポーツフェスタを開催するなど、障がい者のスポーツ活動を支援しています。また、各種文化活動への参加機会拡大のため、講演会等への手話通訳者の派遣を行っています。

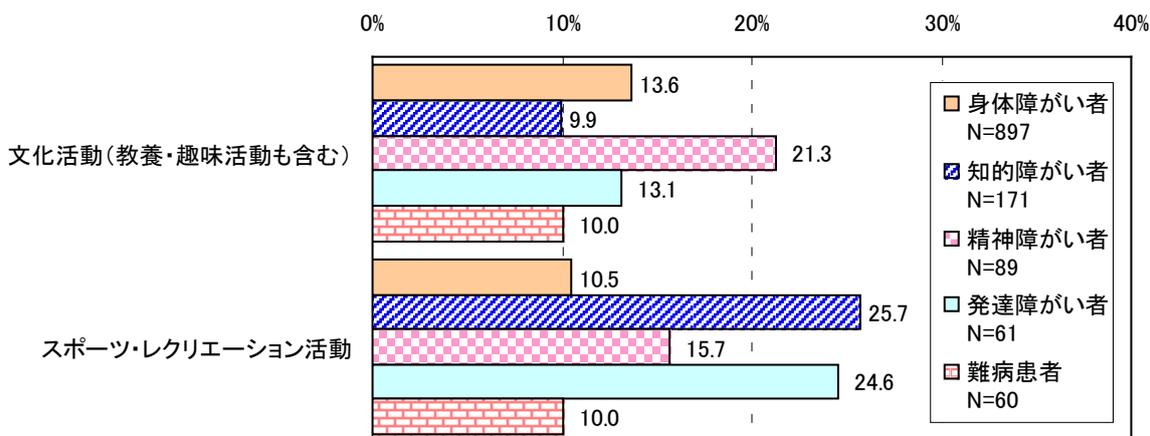
今後も障がいの種別、程度に関わらず、誰もが気軽にスポーツや文化活動、レクリエーション活動に参加できるような機会の拡大を図り、障がい者が参加しやすい環境を整えるとともに、障がい者に対して各種活動に関する広報活動を行っていく必要があります。

図4 文化活動及びスポーツ・レクリエーション活動への参加割合



資料：市民意識調査結果

図5 文化活動及びスポーツ・レクリエーション活動への参加希望割合



資料：市民意識調査結果

## 今後の取り組み

### 1 文化活動の支援 【社会教育課】

障がいのある人が、学習活動や文化サークル活動等へ参加できる機会を増やすため、公民館等への啓発・支援に努めるとともに、障がい者による文化活動の発表の場を提供します。

また、図書館において、障がいのある人が、生涯学習に取り組むことができるよう支援を行います。

### 2 障がい者スポーツの参加促進 【健康福祉課・社会教育課】

本市が開催するスポーツフェスタなど、誰もが参加でき、交流が図れるような種目の検討を行い、スポーツ活動を通じ交流が図れる機会を提供するとともに、障がいのある人の心身の健康保持や、体力の維持・増進に努めます。

「宮若市・鞍手郡身体障がい者はつらつ運動会」、「福岡県身体障がい者スポーツ大会」や「ときめきスポーツ大会」（知的障がい者のスポーツ大会）など各種大会の周知を行い、参加を促進します。

## 5 雇用・就業、経済的自立の支援等

障がい者がその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、障がい者自身の生きがいにもなります。働く権利はすべての人に基本的な人権として認められており、働くことを望んでいる障がい者の誰もがその適性と能力に応じた就業の機会を保障されなければなりません。そのためには、能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用はもちろん、福祉的就労を促進するなど、障がい者の雇用機会の拡大を図る必要があります。

### (1) 障がい者雇用の促進

#### 現状と課題

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障がい者及び知的障がい者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務付けており、平成 30 年度からは精神障がい者についても法定雇用率の算定基礎に加えることが決まっています。それに伴い、法定雇用率についても、民間企業では現行の 2.0%が 2.2%に、国及び地方公共団体では現行の 2.3%が 2.5%となり、さらに平成 33 年 4 月までにそれぞれ 0.1%ずつ引き上げられます。

また、平成 25 年 6 月の改正により、雇用の分野において、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、事業主に障がい者が職場で働く際の支障を改善するための措置を義務付けるなど、雇用環境の整備が推進されることになりました。

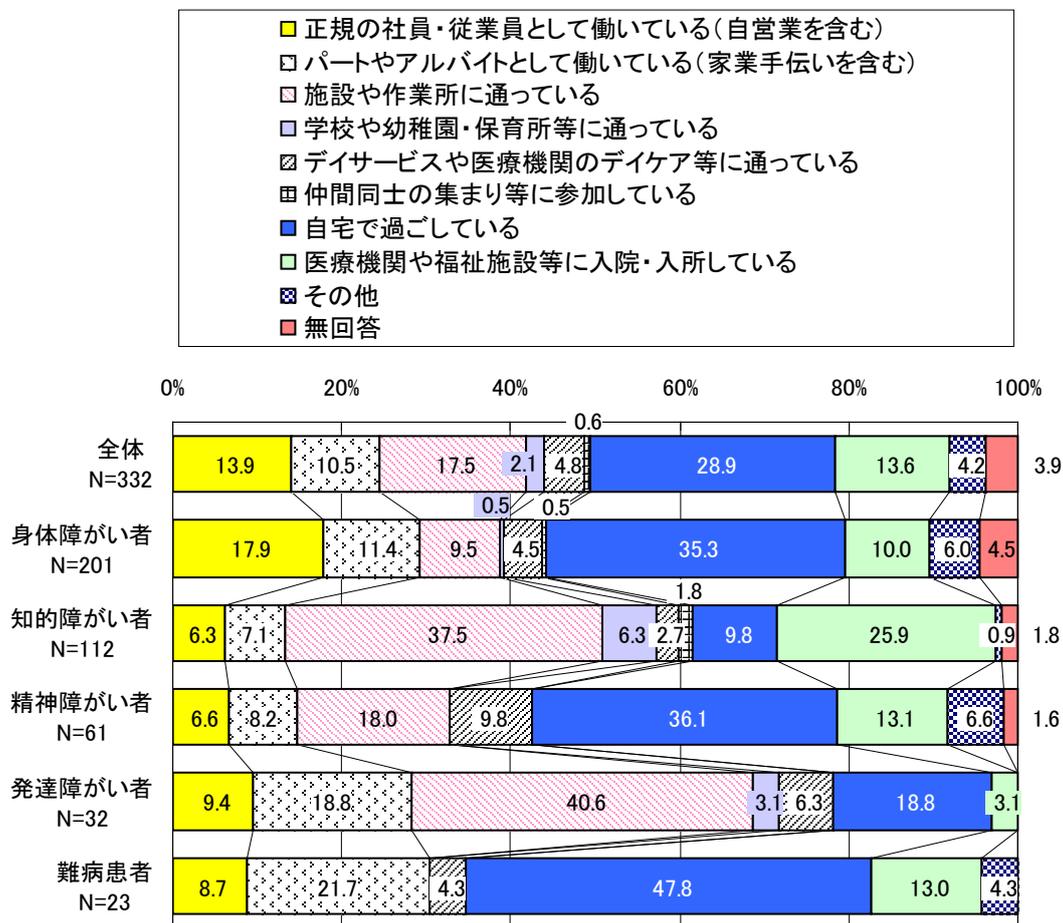
平成 28 年 6 月 1 日現在、市内にある企業の障がい者の雇用率は全体で見ると 2.3%で、市内企業の 33.3%が法定雇用率未達成となっています（P13 参照）。企業・事業主に対して障がい者雇用に関する啓発や情報提供を行う等、企業・事業所での障がい者雇用を促進することが必要です。

市民意識調査結果を見ると、15 歳以上 65 歳未満の障がい者の 13.9%が正規の社員・従業員として、10.5%がパートやアルバイトとして働いている、17.5%が施設や作業所に通っていると回答しており、特に知的障がい者と発達障がい者では、施設や作業所に通っている人の割合が高いことがわかります（図 6 参照）。

障がい者の就労を促進するためには、それぞれが個性に合った仕事を選択できるよう、仕事内容や勤務条件（勤務時間・日数など）の多様化を図るとともに、周囲の人が障がい者を理解する必要があります。仕事内容や勤務条件の多様化については、企業の理解と協力を求めるところが大きく、厳しい経済情勢の中で困難が予想されますが、働く意

欲と能力のある障がい者が当たり前に通ける社会をつくるためには、社会全体で障がい者に適した仕事や労働環境づくりを工夫しようとする意識を高めていく必要があります。

図6 主に何をして過ごしているか(15歳以上 65歳未満)



資料：市民意識調査結果

今後の取り組み

1 事業主等への啓発 【健康福祉課・産業観光課】

ハローワークや障害者就業・生活支援センター、雇用関係機関と協力し、障がい者雇用に関わる各種助成、支援制度等の広報・啓発に努めるとともに、障がい者トライアル雇用や短時間就労など、障がい者が自らの状況に応じた多様な働き方ができるよう、事業主等の理解を求めていきます。

また、職場でのコミュニケーション等に不安のある障がい者の雇用促進のために、関係機関と連携し地域の民間企業等に対して障がいの正しい理解を促進するための啓発を行うとともに、研修・セミナーへの参加勧奨を行います。

## 2 市役所における雇用の確保 【総務課】

障がいのある人の雇用については、市役所におけるチャレンジ雇用を継続するとともに、適宜、障がい者枠を設けた採用試験を実施することで、今後とも就業の機会の確保に努めます。

## (2) 障がい者のための総合的な就労支援

### 現状と課題

平成 18 年、障がい者の就労促進を目指す障害者自立支援法の施行とともに、障害者雇用促進法が改正され、精神障がい者に対する雇用対策の強化など、障がい者の就労支援が拡充されました。また、特例子会社による障がい者雇用やグループ就労といった雇用形態の多様化等により、障がい者の就労を促進する環境がつけられつつあります。

しかし、全国的に見られる「福祉施設を出て就職した人の割合が少ない」「特別支援学校卒業者の就職率が低い」などの状況は、本市においても同様です。今後も就労移行支援事業を活用し、働く意欲や能力のある障がい者がその能力や適性に応じて、より力を発揮できるよう支援を図っていく必要があります。

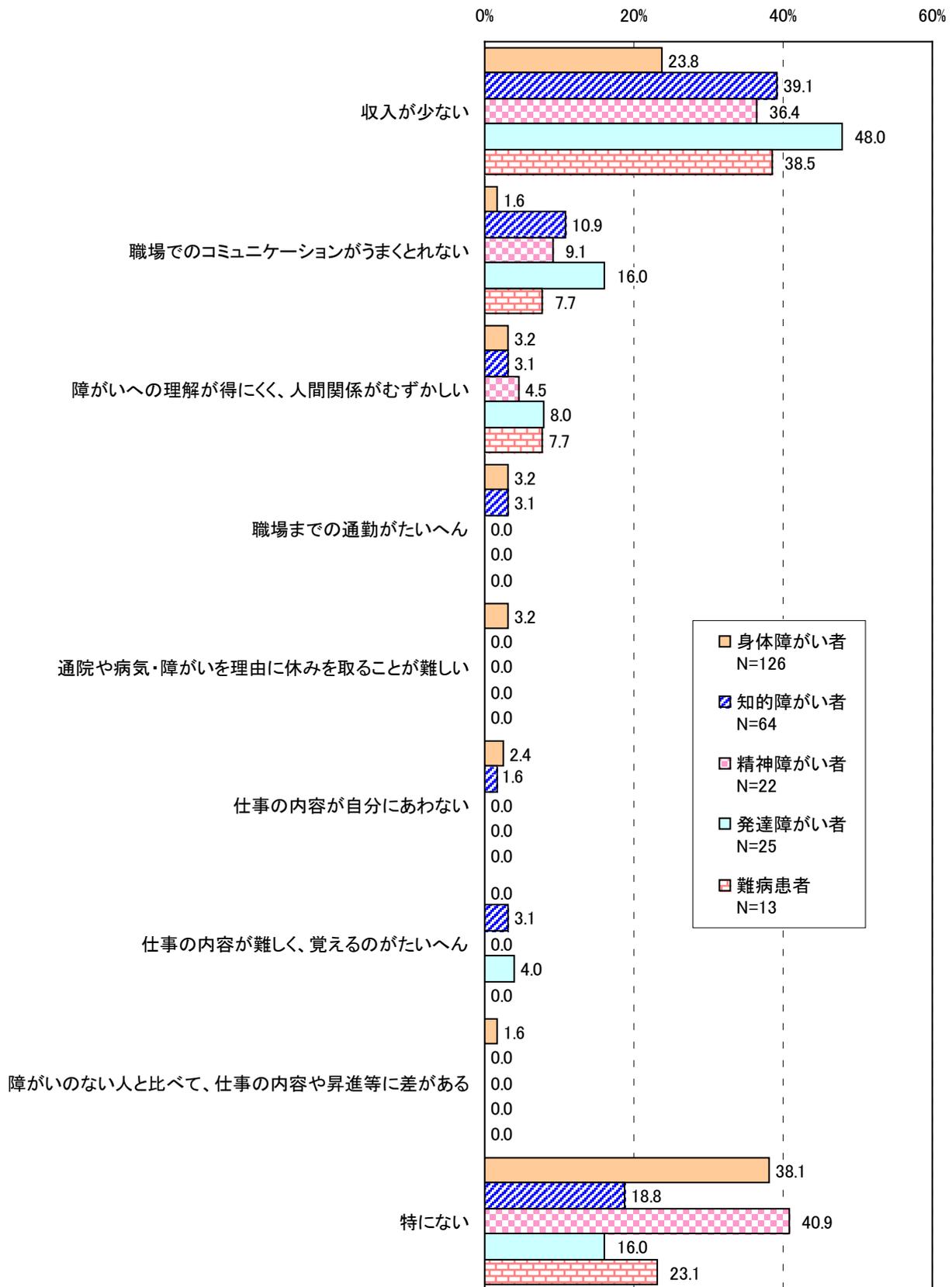
また、障がい者は就労先においてさまざまな問題を抱えていることが少なくありません。市民意識調査結果によると、「収入が少ない」という回答割合が特に高くなっていますが、「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」「障がいへの理解が得にくく、人間関係が難しい」などの回答も見られます（図 7 参照）。就職してもそのまま職場に定着できるかどうか心配で、就職に積極的になれないという実態もあります。定着のための支援としては、福岡障害者職業センターが実施するジョブコーチ（職場適応援助者）支援事業や各支援機関の職場訪問などがあげられますが、それでも職場に定着するということは非常に難しい課題であり、更なる支援の在り方の検討が必要となります。

一方、民間企業での雇用が困難な障がい者にとって、いわゆる福祉的就労は、訓練を受ける場、また、働く場として重要な役割を果たしています。現在は就労継続支援 A 型や B 型がその役割を担うサービスに位置づけられ、一般就労が困難な障がい者に対する就労促進及び社会参加を進める施策として、重要な役割を担っています。

しかし、一般就労に比べると福祉的就労による工賃収入は低く、工賃向上が課題となっています。本市は、平成 25 年 4 月に施行された障害者優先調達推進法に基づき、毎年度、宮若市障がい者就労施設等からの物品等調達方針を定め、発注可能な業務について、できる限り福祉的就労を行っている事業所・作業所へ発注を行っています。今後も事業所・作業所への発注拡大を図る必要があります。

本市では、直鞍地区障がい者等地域自立支援協議会の就労支援部会を中心に、ハローワークや福岡県央障害者就業・生活支援センター等の専門機関と連携して、障がい者の一般就労への移行や職場定着の支援に取り組んでいます。

図7 仕事のことで悩んでいることや困っていること



資料：市民意識調査結果

## 今後の取り組み

### 1 就労移行支援や就労継続支援の利用促進 【健康福祉課】

就労移行支援事業の利用促進を図り、一般就労を希望する障がい者に対する能力向上と就職への支援を促進します。また、一般就労が困難な人については就労継続支援A型、B型等のサービスを通じて就労の機会の提供と、就労に必要な知識や能力の保持・向上に向けた支援を行います。

### 2 就労支援関係機関との連携による就労支援体制の充実 【健康福祉課】

直轄地区障がい者等地域自立支援協議会の就労支援部会において、ハローワークや福岡県央障害者就業・生活支援センターと連携して、企業や関係機関とのネットワークの充実に努めます。

また、直轄地区障がい者等地域自立支援協議会の就労支援部会を中心に、職業相談をはじめとした、障がい者の就労に関わる相談・支援に努めます。

### 3 就労定着支援の充実 【健康福祉課】

ジョブコーチ制度の普及・啓発を行い、積極的な活用による障がい者の職場定着を促進します。

また、障がい者の就職後の悩み相談に対し、関係機関との連携のもと、障がい者の就労定着を支援します。

短時間勤務、フレックス制度など障がい者が自らの状況に応じた多様な形態での勤務ができるよう、企業・雇用主への理解を求め、就労環境について支援できるよう取り組みます。

### 4 障がい者就労施設等への支援 【健康福祉課】

宮若市障がい者就労施設等からの物品等調達方針に基づき、庁内各部署において、障がい者就労施設等への物品や清掃業務等の発注拡大に取り組みます。

### (3) 経済的自立の支援

#### 現状と課題

障がい者が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、就労の機会を広げ収入の増加を図るとともに、生活の基盤となる所得保障の充実が必要となります。この所得保障の基本となるのが年金・手当制度であり、障害基礎年金等の年金や特別障害者手当等の各手当は、障がい者やその家族の生活を保障する上で大きな役割を果たしています。

また、このほかにも障がい者の経済的自立を支援するため、自立支援医療費の助成をはじめ、税の減免、バス（乗合バス含む）、タクシー、JR等の鉄道、航空運賃及び有料道路の割引等が行われています。

本市では、年金・手当・税の減免、医療費の助成等については、手帳交付の際などに、利用できる制度を紹介し、必要に応じて関係部署への案内も行っていますが、今後もこれらの制度の周知に努めていく必要があります。

#### 今後の取り組み

##### 1 年金・手当制度の周知 【健康福祉課・市民生活課・子育て支援課】

障がい者の所得保障のため、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当、心身障害者扶養共済制度等の各種手当制度の周知に努めます。

##### 2 税の減免、各種割引制度の周知 【健康福祉課・産業観光課】

障がい者の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度やJR等の鉄道運賃、バス（乗合バス含む）運賃、有料道路通行料、NHK放送受信料等の割引制度について周知を図ります。

##### 3 医療費公費負担制度の周知 【健康福祉課・市民生活課】

身体障害者手帳の1・2級、療育手帳のA、身体障害者手帳の3級かつ療育手帳のB、精神障害者保健福祉手帳1級の認定を受けている人が医療機関を受診する際の自己負担分を補助する重度障害者医療費助成制度や、医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療制度等の各種制度の周知を図り、適切な運用を進めます。

## 6 生活環境

障がい者や高齢者が安心して快適に生活できる環境とは、あらゆる人にとって、安全性、利便性、快適性が確保されていることであり、現在は、そういった環境づくりを目的とした「福祉のまちづくり」が推進されています。これまでのまちづくりは、効率性や合理性を求めあまり、ともすれば障がい者や高齢者等への配慮を忘れがちであり、すべての人が暮らしやすいまちとは言い難いものがありました。

しかし、21世紀の高齢社会におけるこれからのまちづくりは、共に生きるという地域共生社会の理念に基づいて、社会生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁を除去（バリアフリー）するだけにとどまらず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していくというユニバーサルデザインの考え方を浸透させなければなりません。

このような福祉のまちづくりへの取り組みは、行政のみで実現できるものではなく、市民全体の理解と協力が不可欠です。そのためには、福祉のまちづくりが障がい者や高齢者だけでなく、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであるということに対する市民の認識を深めていく必要があります。

### (1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

#### 現状と課題

本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や福岡県福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設の新築等の際にはバリアフリー化を図っています。また、主要な公共施設については順次改修を行っています。

既存施設の改修については、予算や時間的な制約もあり、ハード面を補うソフト面との連携が必要となります。障がい者用駐車区画に障がいのない人が駐車しているために障がい者が駐車できないという切実な声が市民意識調査であがっており、障がい者用駐車区画に関する啓発も含め、市民や事業者など多くの人に身近で協力できることへの参画を促進するなど、さまざまな側面から働きかける必要があります。

また、本市では、全庁的にユニバーサルデザインの推進に取り組んでいますが、平成28年4月からの障害者差別解消法の施行により、社会的障壁除去の実施について必要かつ合理的な配慮が求められることから、今まで以上にユニバーサルデザインの徹底を図る必要があります。

## 今後の取り組み

### 1 公共施設や道路のバリアフリー化とユニバーサルデザインの推進

【建築都市課・土木建設課・学校教育課・社会教育課】

バリアフリー新法や福岡県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合するよう、段差の解消や手すりの設置等、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、すべての人々がいっそう安心して快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに取り組んでいきます。

また、道路について、道路の移動円滑化整備ガイドライン<sup>※</sup>に合った歩行空間の確保に努め、歩道の整備や段差切り下げ、視覚障がい者誘導ブロック等の設置など、障がい者や高齢者にとって安全で快適に歩行できるように、バリアフリー化に努めます。

### 2 福祉のまちづくりのための啓発活動の充実 【健康福祉課】

福祉のまちづくりが、障がい者をはじめ、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであることの啓発に努めるとともに、視覚障がい者誘導用ブロック上への駐車・駐輪、障害物の放置や、障がいのない人による障がい者用駐車区画の利用など、人の無理解やマナー違反によるバリアが生じることのないよう、啓発に努めます。

### 3 「ふくおかまごころ駐車場制度」の普及促進 【健康福祉課】

車の乗り降りや移動に配慮の必要な障がい者が、公共施設、店舗等の障がい者用駐車場などに車を駐め、安全かつ安心して利用できるように支援する「ふくおかまごころ駐車場制度」の周知を行い、利用の促進を図ります。

### 4 市公式ホームページのウェブアクセシビリティ<sup>※</sup>の確保 【総合政策課】

市公式ホームページが障がい者を含めた誰もが利用できるものとなるよう、ウェブアクセシビリティ対応の取り組みを進めます。

※道路の移動円滑化整備ガイドライン：道路事業に携わる担当者が多様なニーズを実現するうえで、ユニバーサルデザインを目指した道路空間を形成するため、道路の構造を理解し、「バリアフリー新法」及び「道路移動等円滑化基準」に基づき新設や改築だけでなく、さまざまな道路整備を行う際にも、活用することを目的として策定されたガイドライン。

※ウェブアクセシビリティ：高齢者や障がい者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらずウェブで提供されている情報にアクセスし利用できることをいう。具体的には、文字の色やコントラスト、リンクの文字数や設定の仕方、読み上げソフト利用への配慮などが求められる。

(2) 移動・交通対策の推進

現状と課題

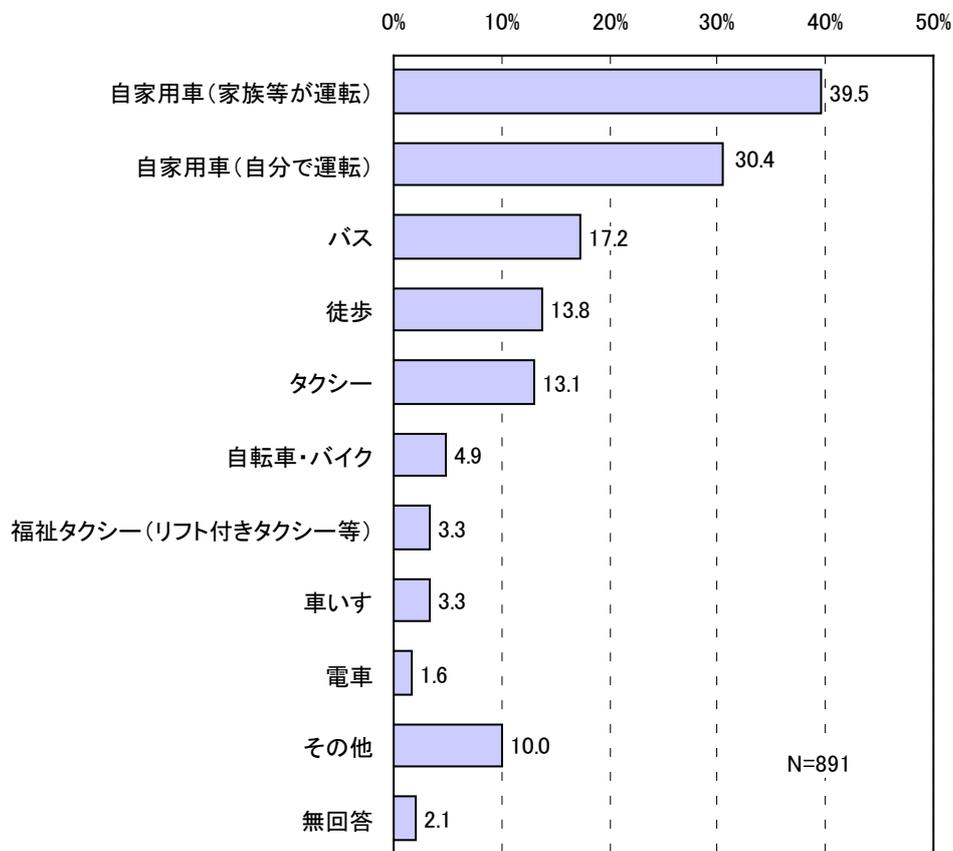
移動手段のない障がい者や高齢者等に対して、本市では、市内各所と市社会福祉センターを巡行しているふくしバスの運行を行うとともに、乗合バスや乗合タクシーを運営し、路線バスに助成を行い、生活交通の確保をしています。

市民意識調査結果を見ると、障がい者の外出の手段としては、自家用車に次いで、バス、徒歩、タクシーが多くなっており(図8参照)、バス等の乗り降りが困難であるといった車両の構造上の問題や、交通費の負担が大きいという経済的な問題が浮き彫りとなっています(P15参照)。

さらに、徒歩圏内に店舗のない地域では買い物が困難になっており、地域と行政が連携し、利便性の向上と生活基盤の確立を図る必要があります。

交通安全対策については、関係機関と連携を図り、実施体制を充実する必要があるとともに、交通事故等による被害を防止するための啓発も必要となります。

図8 外出の手段



資料：市民意識調査結果

**今後の取り組み****1 生活交通の維持・確保 【健康福祉課・保護人権課・産業観光課】**

障がい者や高齢者等の生活交通を確保するため、今後もバス路線の維持に努め、本市が運営する乗合バス等や、民間の路線バスの利用促進や支援を行います。また、ふくしバスについては、市内各所と市社会福祉センターをつなぐ移動手段の一つとして定着しており、継続して運行を行います。

**2 福祉タクシー制度の充実 【健康福祉課】**

身体障害者手帳（1級または2級）、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳（1級または2級）所持者に対して、福祉タクシー利用券（月3枚、人工透析を受けている者は月4枚）を交付して料金の助成を行います。

**3 買い物利便性の向上 【産業観光課】**

移動販売により、移動手段の乏しい地域の買い物に不便を感じている障がい者や高齢者の買い物の利便性の向上を図ります。

**4 運行車両等の改善促進 【産業観光課】**

JRや私鉄のバス会社等の交通事業者に対して、低床バスの導入など、車両等の整備・改善を要請します。

**5 交通安全対策の充実 【総務課・土木建設課】**

交通安全対策協議会の開催や交通安全協会等との連携によるセーフティステーション<sup>\*</sup>の実施等により、交通安全について啓発を図ります。

また、「交通安全運動期間」において、啓発活動の充実及び交通安全教育の推進を図るとともに、交通安全施設等により歩行者の安全確保を図ります。

<sup>\*</sup>セーフティステーション：交通安全県民運動を啓発するため、警察署や交通安全協会の協力のもと、多くの人が集まる施設で、交通安全に関するチラシや啓発物を配布するものをいう。

### (3) 住宅環境の整備

#### 現状と課題

障がい者の生活環境整備の一つとして、住みやすい住宅の整備と、住宅改修のための支援を進める必要があります。

市営住宅においては、平成 23 年度に策定した「宮若市営住宅長寿命化計画」に基づき、障がい者等に配慮した整備を進めていますが、今後も障がい者が住みやすい住宅整備を計画的に進める必要があります。

また、障がい者の多くが住んでいる民間住宅においてバリアフリーを必要としている人へ、助成制度活用の促進を図る必要があります。

#### 今後の取り組み

##### 1 障がい者に配慮した住宅の整備促進 【建築都市課】

市営住宅の建て替えの際には、障がい者が安心して入居できるよう、バリアフリー化等、障がい者に配慮した住宅の整備促進に努めます。

##### 2 住宅改修等の支援 【健康福祉課・建築都市課】

日常生活用具給付等事業、住みよか事業及び住宅等改修補助金制度により住宅改修を行うとともに、改修に関する適切な指導、助言、情報提供を行います。

## 7 安全・安心

近年、全国各地で地震や集中豪雨による土砂災害、河川決壊等の大規模災害による被害が絶えません。また、東日本大震災や熊本地震など、過去の大規模災害を検証しても、特に配慮が必要な障がい者や高齢者の多くが被災しています。

このような現状に鑑み、災害対策基本法の一部改正がなされ、日頃から配慮が必要な人の中から、災害情報の入手が困難であったり、実際に一人で避難ができないなど、何らかの特別な支援を要する人を「避難行動要支援者<sup>※</sup>」と位置付け、いざという時に備え、平時より個別の支援体制を確立することが必要不可欠となっています。

そのためには、防災対策を通じ、地域住民全体で見守るコミュニティづくりの強化を図るとともに、要支援者の視点に立った対策を行い、障がい者が安心して生活できるまちづくりの推進が重要です。

また、防犯対策や消費者被害の防止・救済も含め、障がい者が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、防災・防犯対策を推進する必要があります。

### (1) 防災対策の推進

#### 現状と課題

障がい者が安心して地域で生活するためには、過去に起きた自然災害の教訓を基に災害発生時の情報伝達や避難誘導等を迅速かつ適確に行い、被災の影響を最小限にとどめるとともに、避難先での生活についても個々の状態に応じた配慮が必要です。また、関係機関や地域との密接な連携を図りながら、災害弱者である障がい者に対するきめ細かな防災対策が必要となります。

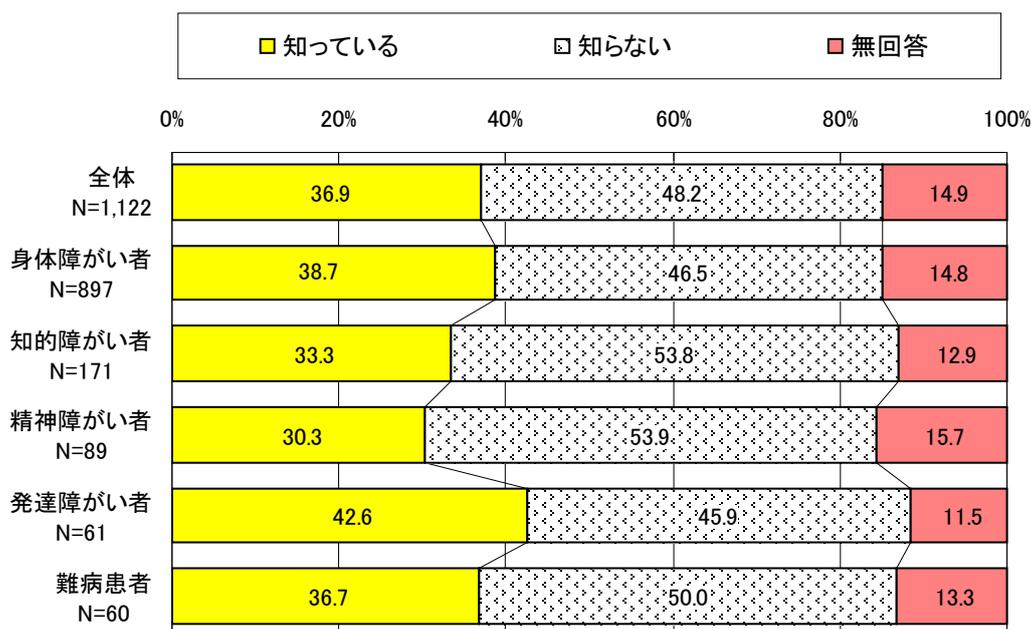
本市では、「宮若市地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成や防災行政無線や防災メール、広報などを使った多様な情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、避難行動要支援者名簿の整備を進め、要支援者の居住地、身体状況、家族構成、保健福祉サービスの利用状況、緊急時の連絡先等の把握に努めています。また、災害時の避難所については、防災マップを全戸配布し、周知を行っています。

※避難行動要支援者：平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉で、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する「要配慮者」のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

しかし、市民意識調査結果を見ると、避難先を「知らない」と回答した障がい者は全体の48.2%を占め（図9参照）、災害時にひとりで避難「できない」と回答した人は43.8%となっています（図10参照）。また、災害時の対策を「立てている」と回答した障がい者は全体の19.6%にとどまる（図11参照）一方、大きな災害が起きた場合には、「正確な情報がなかなか流れてこない」「避難所で障がいにあった対応をしてもらえるか心配である」「安全なところまで、すぐ避難することができない」「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」ことなどを心配する声が上がっています（図12参照）。

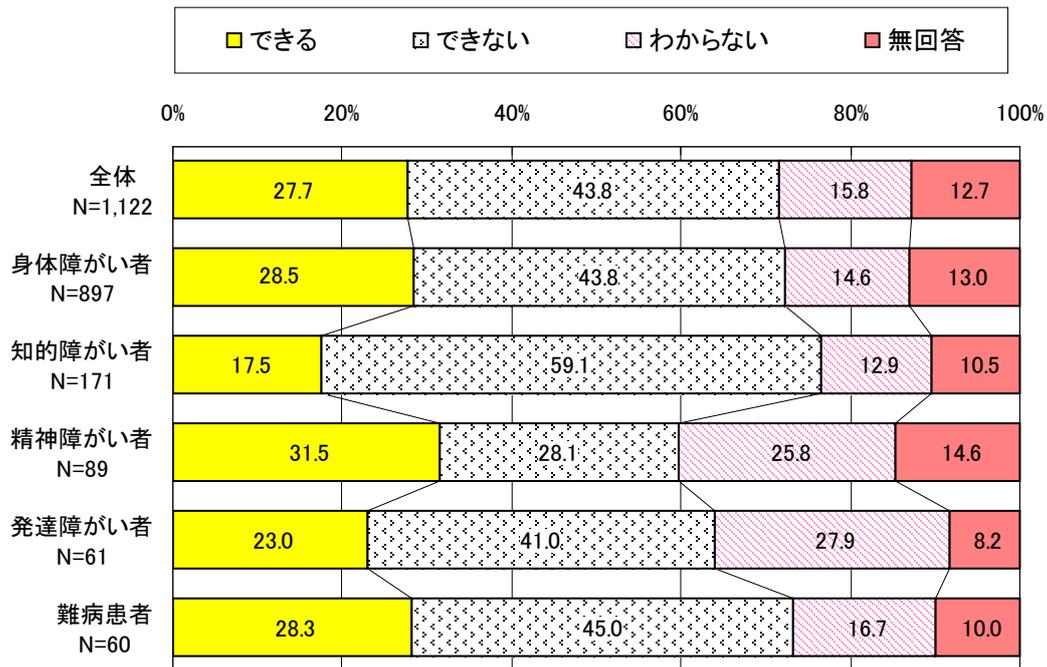
今後も、引き続き災害時における情報伝達体制の整備充実を図るとともに、避難行動要支援者の把握に努め、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団、消防署及び警察の協力を得ながら個別の避難支援計画の策定を進め、避難体制の充実を図る必要があります。さらに、災害時における市民の、自助・共助の意識高揚のため、自治会等による自主防災組織の組織率の向上や、組織の育成にも取り組む必要があります。

図9 災害時の避難先を知っているか



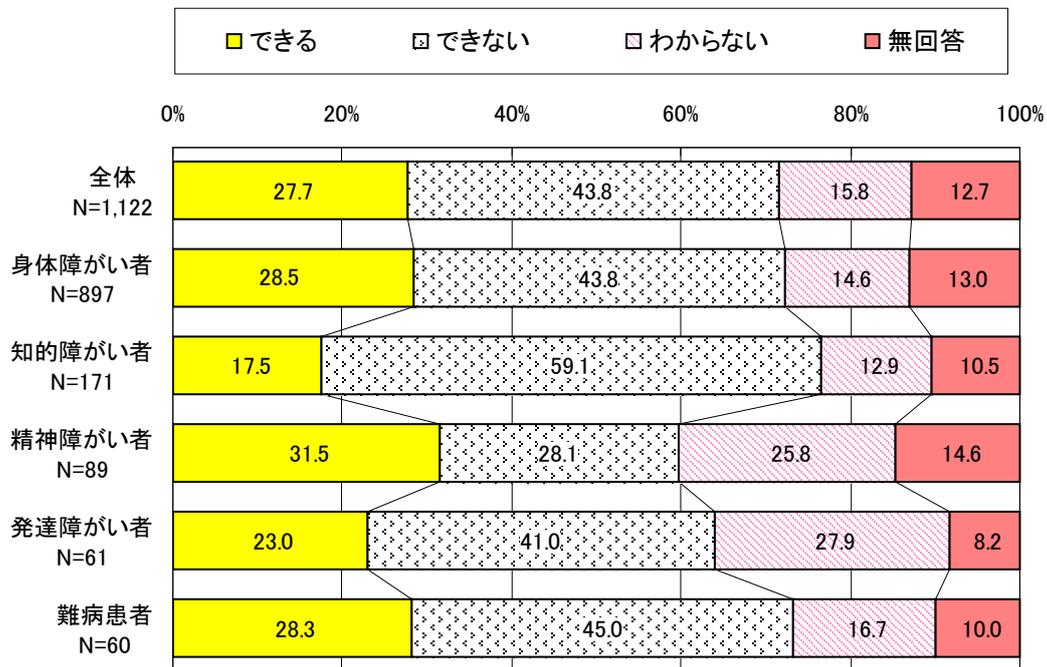
資料：市民意識調査結果

図10 災害時にひとりで避難できるか



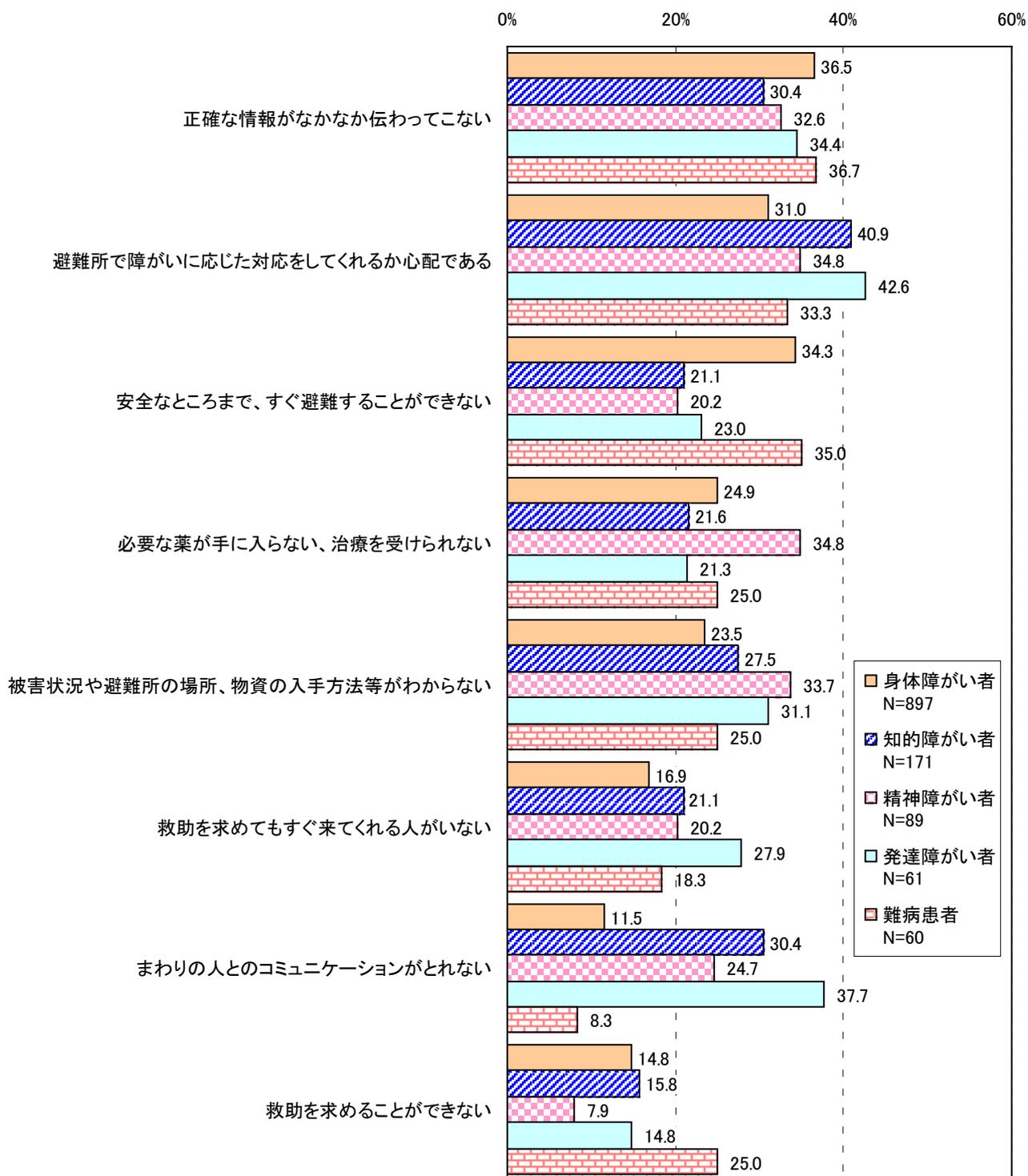
資料：市民意識調査結果

図11 災害時の対策を立てているか



資料：市民意識調査結果

図 12 大きな災害が起きた場合に心配なこと



資料：市民意識調査結果

**今後の取り組み****1 災害の知識及び対処法についての啓発・広報 【健康福祉課・総務課】**

平時から広報紙や市公式ホームページ、防災パンフレット、防災マップなどの広報媒体を通じ、災害情報について必要な広報を行います。

また、避難行動要支援者名簿制度の更なる周知を図り、関係機関と連携し、災害に対する対処法についての啓発を行います。

**2 避難行動要支援者の情報把握と関係機関との連携****【健康福祉課・総務課・保護人権課】**

避難行動要支援者名簿の整備を進め、情報の更新・修正等を定期的に行い、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団、消防署及び警察等との連携を図っていきます。

**3 あらゆる情報伝達手段の確保と緊急通報連絡体制の整備充実****【健康福祉課・総務課】**

災害時には、災害情報や避難情報が確実に伝わるよう、防災行政無線など情報伝達手段を確保するとともに、避難行動要支援者に防災メールの登録の呼びかけを推進します。

また、障がい者やその家族が、緊急時に警察や消防署等の関係機関へ即時通報できるよう、緊急通報連絡体制の整備、充実を図ります。

**4 自助・共助・公助が一体となった連携体制の強化 【総務課】**

災害時には、自分や家族の命を守る「自助」、地域で助け合う「共助」が重要とされています。併せて、防災関係機関が実施する災害情報の伝達や災害支援活動などの「公助」が連携した災害に強いまちづくりを目指します。

**5 避難所情報の周知と整備充実 【健康福祉課・総務課】**

避難所については、災害が発生した場合の開設時期や避難方法等も含め、その周知を図り、避難体制の強化に努めます。

また、障がい特性に応じたバリアフリー化や資機材の整備、避難物資の備蓄に努めるとともに、福祉施設等との協定による福祉避難所の指定を進めます。

## (2) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

### 現状と課題

障がい者を犯罪から守り、消費者被害等にあわないようにするためには、障がい者自身が防犯知識を身につけ、防犯意識を高めることも必要ですが、地域ぐるみでの見守り活動を含めた安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

また、防犯教室等における犯罪類型に応じた防犯指導や、あらゆる広報媒体を活用した啓発広報活動を推進し、防犯知識の普及を図るとともに、障がいのため判断能力が不十分な方が消費者被害等の犯罪にあわないように、警察署や消費生活センターとの情報交換や地域住民による防犯活動を推進し、犯罪の予防を図る必要があります。

### 今後の取り組み

#### 1 防犯対策の充実 【総務課】

自主防犯組織の育成と地域安全運動を広め、防犯意識の高揚を図るとともに、防犯パトロール車による巡回活動を行い、安全なまちづくりを推進します。

#### 2 消費者トラブルの防止 【健康福祉課・総務課・産業観光課】

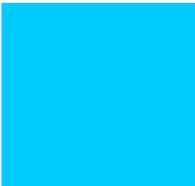
障がい者や高齢者等に対する消費者被害防止のため、広報紙やパンフレット等を用いて、悪質商法等についての情報提供を行うほか、障がい者の権利を守るための成年後見制度の案内を併せて行います。



## 第3部

# 障がい福祉計画





# 第1章 計画の基本的理念と サービス体系





# 1 計画の基本的理念

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定にあたっては、障がいのある人もない人も、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に示された以下の基本的理念に基づき、目標年度である平成32年度の成果目標と、各年度におけるサービスごとの見込み量を定めます。

## 【基本的理念】

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

## 2 サービスの体系

障がい福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護
		重度訪問介護
		同行援護
		行動援護
		重度障害者等包括支援
	日中活動系サービス	生活介護
		自立訓練(機能訓練・生活訓練)
		就労移行支援
		就労継続支援(A型・B型)
		就労定着支援
		療養介護
	居住系サービス	短期入所(福祉型・医療型)
		自立生活援助
共同生活援助		
相談支援	施設入所支援	
	地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援) 計画相談支援	
地域生活支援事業	必須事業	理解促進研修・啓発事業
		自発的活動支援事業
		相談支援事業
		成年後見制度利用支援事業
		成年後見制度法人後見支援事業
		意思疎通支援事業
		日常生活用具給付等事業
		手話奉仕員養成研修事業
		移動支援事業
	地域活動支援センター機能強化事業	
	任意事業	自動車運転免許取得・改造助成事業
日中一時支援事業		
児童福祉法上	障害児通所支援	児童発達支援
		放課後等デイサービス
		保育所等訪問支援
		居宅訪問型児童発達支援
		医療型児童発達支援
	相談支援	障害児相談支援



## 第2章 障がい福祉サービス等 の必要量の見込み等





## 1 平成 32 年度の成果目標

第 4 期計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、平成 29 年度までの数値目標を設定しました。本計画ではこれまでの実績と本市の実状を踏まえ、新たに平成 32 年度末までの数値目標を設定することとします。

新たな数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

第 4 期計画では、平成 29 年度末までに、平成 25 年度末現在の施設入所者の 12% 以上（6 人）を地域生活へ移行することを目標としていました。

平成 28 年度末までの地域生活移行者数は 5 人で、平成 29 年度末までの目標値に対する達成率は 83.3%となっています。

本計画では、引き続き、施設入所者の地域生活への移行を支援し、平成 28 年度末時点における施設入所者（61 人）の 9%以上を平成 32 年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成 32 年度末時点における福祉施設入所者を、平成 28 年度末時点から 2%以上削減することを目標とします。

数値目標 1：福祉施設入所者の地域生活への移行		
実 績	平成 28 年度末現在の施設入所者数	61 人
	平成 28 年度末までの地域生活移行者数※ <sup>1</sup>	5 人
見込みと 目標値	平成 32 年度末の施設入所者数	60 人
	平成 32 年度末までの削減数※ <sup>2</sup>	1 人
	平成 32 年度末までの地域生活移行者数※ <sup>1</sup>	6 人

※<sup>1</sup> 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数。

※<sup>2</sup> 平成 32 年度末までの削減数は、平成 29～32 年度末までの地域生活移行者数から新規利用による施設入所者数を差し引いた数。

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム<sup>\*</sup>の構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

このような精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたって、本市では、平成32年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に向けて取り組みます。

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者等の地域生活支援を推進する観点から、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みの構築が必要です。

本市では、平成32年度末までに、直轄圏域での整備を図ります。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### ①福祉施設から一般就労への移行

第4期計画では、平成29年度における年間一般就労への移行者数の目標を4人と設定していましたが、平成28年度の一般就労移行者数は6人となっています。本計画では、国の指針に基づき、平成32年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上（9人）にすることを目標とします。

数値目標2：福祉施設から一般就労への移行		
実績	平成28年度の年間一般就労移行者数	6人
目標値	平成32年度の年間一般就労移行者数	9人

### ②就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率

第4期計画では、「福祉施設から一般就労への移行」を進めるための手段として、就労移行支援事業の利用者数を増やしていくことを目標とし、平成29年度末における就労移行支援事業利用者数の目標値を18人（平成25年度末から6割以上増加）と設定するとともに、全体の5割以上の就労移行支援事業所が就労移行率3割以上を達成することを目標として定めていました。平成28年度末現在の就労移行支援事業利用者数は16人で、就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合は0%となっています。

<sup>\*</sup>地域包括ケアシステム：住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・住まい・生活支援・教育・就労などのサービスを切れ目なく提供できる連携体制のことをいう。

本計画では、国の指針に基づき、平成32年度中に就労移行支援事業等の利用者数が平成28年度末実績から2割以上増加することを目指すとともに、就労移行率3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目標とします。

数値目標3：就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率		
実績	平成28年度末現在の就労移行支援事業利用者数	16人
	平成28年度における全就労移行支援事業所数に占める就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	0%
目標値	平成32年度末の就労移行支援事業利用者数	20人
	平成32年度における全就労移行支援事業所数に占める就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	100%

### ③就労定着支援の職場定着率

平成30年度から新設される就労定着支援については、国の指針に基づき、各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを目標とします。

数値目標4：就労定着支援の職場定着率		
目標値	平成31年度の就労定着支援利用者数(①)	8人
	上記のうち1年以上の職場定着者数(②)	7人
	上記のうち1年以上の職場定着率(②/①)	87.5%

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

### ①児童発達支援センター<sup>※</sup>の設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに関係機関と連携し、開設に向けて取り組みます。また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の整備を図ります。

※児童発達支援センター：地域の障がいのある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

②主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、平成 32 年度末までに、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備を図ります。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

近年の医療技術の進歩等を背景に医療的ケア児は増加傾向にあります。障害児通所支援事業所等で医療的ケア児を支援できる環境整備がされていないこと等により、医療的ケア児の受入れ事業所等が少ない状況にあります。このため、障害児通所支援事業所等において医療的ケア児の受け入れが促進されるよう、必要な支援の提供が可能となる体制を整備する必要があります。

本市では、医療的ケア児とその家族を地域で支えられるよう、平成 30 年度末までに、関係機関が連携を図るための協議の場の設置に向けて取り組みます。

## 2 必要量見込み

第4期計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズや事業所の事業展開意向等を踏まえ、計画期間における各種サービス必要量を以下のとおり見込みました。

### (1) 障がい福祉サービス等の必要量見込み

#### ア 訪問系サービス

##### ① 居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

区分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人/月)	32	35	34	35	36	37
利用時間 (時間/月)	400	315	295	315	324	333

※平成29年度は見込み(以下同じ)。

※人/月:1か月当たりの利用人数(以下同じ)。

※時間/月:1か月当たりの利用時間(時間=人×一人あたり平均利用時間)(以下同じ)。

##### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人/月)	3	3	2	2	2	2
利用時間 (時間/月)	403	385	256	262	262	262

## ③ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行うサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人/月)	1	2	2	2	2	2
利用時間 (時間/月)	6	19	21	18	18	18

## ④ 行動援護

知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
利用時間 (時間/月)	0	0	0	10	10	10

## ⑤ 重度障害者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
利用時間 (時間/月)	0	0	0	0	0	0

## イ 日中活動系サービス

## ① 生活介護

常時介護が必要である障がい者に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人/月)	95	89	89	90	90	90
利用日数 (人日/月)	1,997	1,878	1,842	1,890	1,890	1,890

※人日/月:1か月当たりの利用日数(人日=人×一人当たり平均利用日数)(以下同じ)。

## ② 自立訓練(機能訓練)

地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人/月)	2	2	2	2	2	2
利用日数 (人日/月)	45	46	45	46	46	46

## ③ 自立訓練(生活訓練)

地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人/月)	4	2	2	3	4	5
利用日数 (人日/月)	79	23	34	51	68	85

## ④ 就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人/月)	11	16	16	16	18	20
利用日数 (人日/月)	166	299	296	288	324	360

## ⑤ 就労継続支援(A型)

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人/月)	4	12	10	12	13	14
利用日数 (人日/月)	90	222	204	240	260	280

## ⑥ 就労継続支援(B型)

年齢や体力の面で一般企業に雇用されることや就労継続支援A型を利用することが困難な人、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人/月)	81	84	87	87	89	91
利用日数 (人日/月)	1,509	1,516	1,445	1,566	1,602	1,638

## ⑦ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対し、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活面の課題を把握し、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、企業や関係機関等との必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行うサービスです。

区分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人/年)				0	8	9

## ⑧ 療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。

区分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人/月)	7	6	6	6	6	6

## ⑨ 短期入所

居家で介助(介護)する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

## ■福祉型短期入所

区分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人/月)	4	8	8	8	9	10
利用日数 (人日/月)	16	29	27	32	36	40

■医療型短期入所

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人/月)	1	2	1	2	2	2
利用日数 (人日/月)	10	6	1	4	4	4

## ウ 居住系サービス

## ① 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題は無いか、公共料金や家賃に滞納が無いか、体調に変化は無いか、通院しているか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等の連絡調整を行うサービスです。また、相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応や適時のタイミングで適切な支援を行います。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人/月)				0	1	2

## ② 共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助は、就労又は自立訓練、就労移行支援等を受けている障がい者を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、共同生活の場において日常生活の相談のほか、入浴、排せつ、または食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人/月)	47	53	51	57	60	63

## ③ 施設入所支援

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人又は生活介護の対象となっている障がいのある人に対して夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人/月)	68	61	61	61	60	60

## エ 相談支援

## ① 計画相談支援

障がいのある人又はその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成するサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人/月)	251	262	262	263	264	265

## ② 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	1

## ③ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	1

**(2) 地域生活支援事業の必要量見込み**

本市では、障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。

各事業の実績と今後の見込みは以下のとおりです。

**ア 理解促進研修・啓発事業**

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等への理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るための事業です。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施	有	有	有	有	有	有

**イ 自発的活動支援事業**

障がいのある方や、その家族、地域の住民などが、障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう社会的障壁を除去するための自発的な取り組みを支援するための事業です。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施	有	有	有	有	有	有

**ウ 相談支援事業****① 障がい者相談支援事業**

障がいのある人や介助者(介護者)等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。

また、相談支援事業を中心に、直轄地区障がい者基幹相談支援センターを地域の相談支援の拠点として、実情に応じ相談支援を行います。

### ② 相談支援機能強化事業

障害者相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加えて、特に必要と認められる能力を有する専門的職員の配置等により、相談支援機能の強化を図る事業です。直轄地区障がい者等地域自立支援協議会の相談支援部会において、困難ケースへの対応などを実施します。

### ③ 住宅入居等支援事業

知的障がい者・精神障がい者等で、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活の支援を行う事業です。

本事業は、直轄地区障がい者基幹相談支援センターへの委託事業として、実施します。

## エ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、利用を支援することで障がい者の権利擁護を図るサービスです。

区 分		第4期(実績)			第5期(見込み)		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
成年後見制度利用支援 事業申立件数	(件/年)	1	1	1	1	2	2

## オ 成年後見制度法人後見支援事業

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等となる法人後見を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、利用を支援することで障がい者の権利擁護を図るサービスです。障がい者が利用できるよう、支援体制の整備を図ります。

## カ 意思疎通支援事業

手話通訳者・奉仕員、要約筆記者を派遣する事業で、障がいにより意思疎通を図ることに支障がある障がい者等との意思疎通を仲介するサービスです。

区 分		第4期(実績)			第5期(見込み)		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
手話通訳者・要約筆記 派遣事業実利用人数	(人/年)	16	30	25	30	32	34
手話通訳者設置事業設 置数	(か所)	2	2	2	2	2	2

## キ 日常生活用具給付等事業

排せつ管理支援用具、情報・意思疎通支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）等の給付を行うサービスです。

区 分		第4期(実績)			第5期(見込み)		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
介護・訓練支援用具	(件/年)	2	2	5	3	4	5
自立生活支援用具	(件/年)	8	3	10	5	6	7
在宅療養等支援用具	(件/年)	7	5	5	6	7	8
情報・意思疎通支援用 具	(件/年)	6	2	10	4	5	6
排せつ管理支援用具	(件/年)	658	652	680	708	720	732
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	(件/年)	0	0	2	2	3	4

### ク 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行う事業です。

区 分		第4期(実績)			第5期(見込み)		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
養成講座修了者数	(人/年)	19	6	13	10	12	14

### ケ 移動支援事業

屋外の移動が困難な障がいのある人などに対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

区 分		第4期(実績)			第5期(見込み)		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数	(人/月)	16	14	17	17	18	18
延べ利用時間数	(時間/年)	1,192	1,082	1,100	1,100	1,170	1,170

### コ 地域活動支援センター

創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

区 分		第4期(実績)			第5期(見込み)		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
実施箇所数 ※自市分(他市町分含む)	(か所)	3	3	3	3	3	3
利用者数 ※自市分(他市町分含む)	(人日/月)	33	37	36	37	37	37
実施箇所数 ※他市町分再掲	(か所)	1	1	1	1	1	1
利用者数 ※他市町分再掲	(人日/月)	11	15	15	15	15	15

### サ 自動車運転免許取得・改造助成事業

障がい者の社会参加を促進するため、自動車運転免許の取得や改造に係る費用の一部を助成するサービスです。

区 分		第4期(実績)			第5期(見込み)		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数	(人/年)	0	1	2	2	2	2

### シ 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行うサービスです。

区 分		第4期(実績)			第5期(見込み)		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数	(人/年)	12	16	16	17	17	18

## (3) 児童福祉法上のサービス必要量見込み

児童福祉法を根拠とする障がい児を対象としたサービスは、通所・入所の利用形態の別により、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援・医療型児童発達支援）と障害児入所支援（福祉型・医療型）に分かれています。

障害児通所支援とその利用に必要となる障害児相談支援の内容と今後の必要量の見込みは以下のとおりです。

## ア 障害児通所支援

## ① 児童発達支援

身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人/月)	18	18	16	18	23	24
利用人数 (人日/月)	161	255	213	234	299	312

## ② 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人/月)	20	26	31	34	35	36
利用人数 (人日/月)	257	450	472	476	490	504

## ③ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、療育支援員等が当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。

区分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	1
利用人数 (人日/月)	0	0	0	0	0	13

## ④ 居宅訪問型児童発達支援

新たに創設されるサービスで、重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅へ訪問するサービスです。

区分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人/月)				0	0	1
利用人数 (人日/月)				0	0	13

## ⑤ 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。

区分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
利用人数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0

## イ 相談支援

## ① 障害児相談支援

障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障害児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、障害児支援利用計画を作成するサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人/月)	20	42	42	43	44	45



## 第4部

# 計画の推進に向けて





## 計画の推進体制





## 1 関係機関等との連携

障がい者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、これら庁内各部署との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施にあたっては、障がい者等、障がい者団体、市社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等及び近隣市町と連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。加えて、直轄地区障がい者等地域自立支援協議会と連携しながら、支援の担い手となる福祉関係事業所等の社会資源の充実に向けた取り組みを行うとともに、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携の強化を図ります。

さらに、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多く、今後の制度改正などの変化に対応するためにも、これら国、県の関係機関との連携を図っていきます。

## 2 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、障がい者施策やサービスの実行性を高めるため、毎年、計画の進捗状況を宮若市障がい者計画・障がい福祉計画推進協議会において報告し、協議会からの意見・提言を踏まえて、必要があると認めるときは、各種施策の見直しを行っていきます。





**參考資料**



## 宮若市障害者計画・障害福祉計画推進協議会規則

平成 18 年 11 月 24 日

規則第 125 号

(設置)

第 1 条 宮若市障害者計画及び宮若市障害福祉計画（以下これらを「障害者計画等」という。）の策定等を行うため、宮若市障害者計画・障害福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行い、必要な意見の具申等を行う。

- (1) 障害者計画等の策定に関する事項
- (2) 障害者計画等の遂行状況に関する事項
- (3) その他障害者計画等に関する事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 16 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 自治会長 1 人
- (2) 民生委員 1 人
- (3) 婦人会の役員 1 人
- (4) 医師 1 人
- (5) 社会福祉士 1 人
- (6) 精神保健福祉士 1 人
- (7) 社会福祉協議会の役員 1 人
- (8) ボランティア連絡協議会の役員 1 人
- (9) 手話の会の役員又は会員 1 人
- (10) 身体障害者福祉協会の役員 1 人
- (11) 直鞍ブロック腎友会の役員 1 人
- (12) 手をつなぐ親の会連絡協議会の役員 1 人
- (13) 直方鞍手地域精神障害者家族会の役員 1 人（宮若市会員に限る。）
- (14) 直方公共職業安定所の職員 1 人
- (15) 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の職員 1 人
- (16) 小・中学校校長 1 人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、前条の職を離れた者は、委員の任を解かれたものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任できるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 協議会の議事について必要があるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 協議会の会議に必要があるときは、会長は、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、民生部健康福祉課で処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 第4条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に委嘱する委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

附 則(平成24年10月9日規則第18号)

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第12号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 宮若市障害者計画・障害福祉計画推進協議会 委員名簿

(任期：平成29年7月1日～平成31年6月30日)

所属名	氏名	役職名	備考
宮若市自治会長会	にしの 西野 よしたか 由敬	会長	1号委員 自治会長
宮若市民生委員児童委員協議会	やまと 大和 いくよ 郁代		2号委員 民生委員
一般社団法人 直方鞍手医師会	すがい 菅井 おさむ 治		4号委員 医師
公益社団法人 福岡県社会福祉士会	いとう 伊東 りょうすけ 良輔		5号委員 社会福祉士
一般社団法人 福岡県精神保健福祉士協会	たさい 田才 なおこ 尚子		6号委員 精神保健福祉士
社会福祉法人 宮若市社会福祉協議会	わだ 和田 おさむ 修	副会長	7号委員 社会福祉協議会の役員
宮若市ボランティア連絡協議会	きら 吉良 のりこ 能里子		8号委員 ボランティア連絡協議会の役員
宮若手話の会たけのこ	もうり 毛利 とよのり 豊典		9号委員 手話の会の役員又は会員
宮若市身体障害者福祉協会	はら 原 さだお 貞雄		10号委員 身体障害者福祉協会の役員
直鞍ブロック腎友会	ふるの 古野 やすし 靖		11号委員 直鞍ブロック腎友会の役員
宮若市手をつなぐ親の会	いわみ 岩見 まさひと 正仁		12号委員 手をつなぐ親の会連絡協議会の役員
直方鞍手地域精神障がい者家族会・なおみの会	たてやま 立山 としひろ 利博		13号委員 直方鞍手地域精神障害者家族会の役員
直方公共職業安定所	つぎき 津崎 よしひさ 義久		14号委員 直方公共職業安定所の職員
福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	よしだ 吉田 ひろこ 浩子		15号委員 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の職員
宮若市立小・中学校校長会	のぞえ 野副 しゅうじ 秀二		16号委員 小・中学校校長

## 宮若市障がい者計画・障がい福祉計画策定の経過

### <障害者計画・障害福祉計画推進協議会>

年 月 日	会議名	議題
平成 29 年 7 月 27 日	第 1 回宮若市障害者・ 障害福祉計画推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行障がい者計画・障がい福祉計画の 遂行状況について</li> <li>・次期障がい者計画・障がい福祉計画の 策定について</li> <li>・市民意識調査結果報告書(案)及び 団体ヒアリングについて</li> <li>・計画の骨子(案)について</li> </ul>
11 月 10 日	第 2 回宮若市障害者・ 障害福祉計画推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画(素案)について</li> </ul>

### <障害者計画・障害福祉計画策定委員会（庁内組織 副市長、部長級）>

年 月 日	会議名	議題
平成 29 年 5 月 29 日	第 1 回宮若市障害者計画・ 障害福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮若市障がい者計画・障がい福祉 計画について</li> <li>・年間スケジュールについて</li> </ul>
7 月 10 日	第 2 回宮若市障害者計画・ 障害福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意識調査結果報告書(案)及び 団体ヒアリングについて</li> <li>・計画骨子(案)について</li> </ul>
10 月 16 日	第 3 回宮若市障害者計画・ 障害福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画第 1 部(案)について</li> </ul>
11 月 2 日	第 4 回宮若市障害者計画・ 障害福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画(素案)について</li> </ul>

<障害者計画・障害福祉計画策定作業部会（庁内組織 課長級）>

年 月 日	会議名	議題
平成 29 年 5 月 29 日	第 1 回宮若市障害者計画・ 障害福祉計画策定作業部会	・宮若市障がい者計画・障がい福祉 計画について ・年間スケジュールについて
6 月 27 日	第 2 回宮若市障害者計画・ 障害福祉計画策定作業部会	・市民意識調査結果報告書(案)及び 団体ヒアリングについて ・計画骨子(案)について
10 月 5 日	第 3 回宮若市障害者計画・ 障害福祉計画策定作業部会	・計画第 1 部(案)について
10 月 27 日	第 4 回宮若市障害者計画・ 障害福祉計画策定作業部会	・計画(素案)について

<パブリックコメントの概要>

公表及び 意見の募集期間	平成 29 年 12 月 6 日から平成 30 年 1 月 4 日までの 30 日間
公表場所	宮若市役所(情報公開室)、ハートフル、宮若リコリス、 宮若市公式ホームページ
意見数	0件



---

発行 宮若市民生部健康福祉課

〒823-0011 福岡県宮若市宮田 29 番地 1

TEL 0949-32-0515

FAX 0949-32-9430

---

